

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2021年1月21日

【事業年度】 第14期(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

【会社名】 トピラシステムズ株式会社

【英訳名】 Tobil a Systems Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 明田 篤

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区錦二丁目5番12号

【電話番号】 050-5533-3720(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 最高財務責任者 後藤 敏仁

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区錦二丁目5番12号

【電話番号】 050-5533-3720(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 最高財務責任者 後藤 敏仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2016年10月	2017年10月	2018年10月	2019年10月	2020年10月
売上高	(千円)	275,460	591,984	842,458	981,682	1,234,315
経常利益	(千円)	11,695	192,225	222,748	392,648	471,215
当期純利益	(千円)	17,298	109,416	147,942	248,667	322,344
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	50,700	50,700	52,300	293,010	304,961
発行済株式総数						
普通株式	(株)	600	600	31,200	10,222,800	10,385,400
A種優先株式		105	105	-	-	-
純資産額	(千円)	46,865	119,722	270,864	1,000,953	1,347,109
総資産額	(千円)	265,457	413,809	469,150	1,310,128	1,647,964
1株当たり純資産額	(円)	18,608.45	12.36	28.94	97.91	129.71
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	10.80 (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	25,855.91	12.12	15.92	25.53	31.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	24.04	30.20
自己資本比率	(%)	17.7	28.9	57.7	76.4	81.7
自己資本利益率	(%)	45.3	131.4	75.8	39.1	27.5
株価収益率	(倍)	-	-	-	73.1	48.5
配当性向	(%)	-	-	-	-	34.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	166,448	215,264	380,087	358,831
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	61,798	52,121	63,015	123,829
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	27,084	133,982	455,153	15,117
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	-	196,439	226,249	998,475	1,218,358
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	21 〔8〕	37 〔9〕	43 〔12〕	49 〔12〕	53 〔12〕
株主総利回り	(%)	-	-	-	-	81.9
(比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(97.1)
最高株価	(円)	-	-	-	2,160 (11,240)	2,563
最低株価	(円)	-	-	-	1,804 (5,030)	971

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第10期、第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 第10期から第12期までの株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第13期以前の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
7. 当社は第11期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第10期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パート・アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。)については、〔 〕内に年間の平均雇用人員数を外数で記載しております。
9. 第11期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けておりますが、第10期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
10. 当社は、2018年1月26日付で株式1株につき50株の割合で、2019年1月16日付で株式1株につき100株の割合で、2019年10月11日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社は2019年4月25日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
12. 当社は、2017年8月10日付で、A種優先株式85株を自己株式として取得し、対価として当社定款に基づく金銭を交付しております。加えて、当社は、2017年11月30日付で、株式取得請求権の行使があったA種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式20株につき普通株式20株を交付しております。また、2017年12月13日付で当該A種優先株式をすべて消却しております。なお、当社は、2018年1月26日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
13. 当社株式は、2019年4月25日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第10期から第13期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
14. 最高・最低株価は、2020年4月26日までは東京証券取引所マザーズ、2020年4月27日以降は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。ただし、当社株式は2019年4月25日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、それ以前の株価については該当事項はありません。なお、第13期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。

2 【沿革】

年月	概要
2006年12月	岐阜県大垣市において、株式会社A & A t e c n o l o g i aを設立
2008年 8月	本社を愛知県名古屋市中区丸の内に移転
2010年 5月	「トビラシステムズ株式会社」に社名を変更
2011年 6月	迷惑電話の社会問題解決を目的とした迷惑電話フィルタ「トビラフォン」を開発、販売開始
2012年 1月	愛知県警察と特殊詐欺電話の実証実験に関する覚書締結
2012年 3月	以降、各都道府県警察との覚書締結を進め、特殊詐欺対策に関する情報提供を受ける体制を構築
2012年 3月	第三者割当増資により資本金を30,000千円に増資
2013年 2月	第三者割当増資により資本金を47,850千円に増資
2013年 2月	株式会社ウィルコム(現ソフトバンク株式会社)と迷惑電話データベース提供契約締結
2014年 6月	マカフィー株式会社とスマートフォンアプリ「あんしんナンバーチェック」用の電話番号データベース提供の覚書締結
2015年 1月	資本準備金からの組入れにより資本金を50,700千円に変更
2015年 3月	警察庁と特殊詐欺電話に関する覚書を締結し、特殊詐欺対策に関する情報提供を受ける体制を構築
2015年 7月	スマートフォン用迷惑電話フィルタアプリを株式会社NTTドコモの「あんしんナンバーチェック」として、オプション契約「あんしんパック」に含めて提供開始
2015年11月	本社を愛知県名古屋市中区錦に移転
2015年11月	フィーチャーフォン用迷惑電話フィルタアプリをソフトバンク株式会社の「迷惑電話ブロック」として提供開始
2016年 2月	スマートフォンアプリ「トビラフォンモバイル for au」をKDDI株式会社のauスマートパスプラットフォームを通じて提供開始
2016年11月	スマートフォン用迷惑電話フィルタアプリをソフトバンク株式会社の「迷惑電話ブロック」として、オプション契約「iPhone基本パック」「スマートフォン基本パック」に含めて提供開始
2017年 4月	ホームゲートウェイ光電話向け迷惑電話フィルタを中部テレコミュニケーション株式会社の「あんしん電話着信サービス」として、オプション契約「光電話付加サービス 割引パックPlus」に含めて販売開始
2017年 6月	ビジネスフォン向け迷惑電話フィルタ「トビラフォンBiz 光回線用」の販売を開始
2017年12月	ドコモケータイ(iPhone)向け迷惑電話フィルタアプリを株式会社NTTドコモの「あんしんナンバーチェック」として、オプション契約「あんしんパック」に含めて提供開始
2018年 3月	ホームゲートウェイ光電話向け迷惑電話フィルタをKDDI株式会社の「迷惑電話 発着信ブロック」として、オプション契約「電話オプションパックEX」に含めて提供開始
2018年 5月	三重県警察本部と特殊詐欺対策に関する覚書を締結し、迷惑メール防止対策のため犯行利用電話番号の情報提供を受ける体制を構築
2018年10月	静岡県警察本部と特殊詐欺対策に関する覚書を締結し、迷惑メール防止対策のため犯行利用電話番号の情報提供を受ける体制を構築
2019年 4月	東京証券取引所マザーズ市場へ新規上場
2019年 6月	KDDI株式会社より、当社電話番号データベースを使用したアプリ「迷惑メッセージ・電話ブロック」が提供開始
2019年 9月	茨城県警察本部と特殊詐欺対策に関する覚書を締結し、迷惑メール防止対策のため犯行利用電話番号の情報提供を受ける体制を構築
2020年 3月	クラウド型ビジネスフォンサービス「トビラフォン Cloud」の販売を開始
2020年 4月	東京証券取引所市場第一部に指定

3 【事業の内容】

当社は「私たちの生活 私たちの世界を よりよい未来につなぐトピラになる」を企業理念として掲げ、この企業理念に基づき、「誰かがやらなければならないが、誰もが実現できていない社会的課題の解決を革新的なテクノロジーで実現すること」を事業方針の軸としております。人々の生活に定着したスマートフォンをはじめとする身近なインターネットデバイスは、生活の利便性を高め、世界一の高齢社会に向かう日本の経済成長を持続可能にするために不可欠なツールとなっています。

そうした中、新型コロナウイルス感染拡大に対応した「新しい生活様式」の浸透・定着が進み、都市部を中心に業務のテレワーク化が進みました。テレワーク業務では電話が欠かせず、電話の必要性が改めて認識されたことに加え、企業がデジタルトランスフォーメーション（DX）を目指した業務改革を進めたことにより、業務効率化を図るICTツール等の関心が高まりました。

一方、スマートフォン利用者を標的にした電話・SMSを用いた特殊詐欺事案については、2020年も認知件数・被害額はともに依然として高い水準で推移しており、最近では新型コロナウイルス感染症に伴う詐欺が急増するなど、人々の不安につけ込み安心安全な生活を脅かす犯罪は後を絶ちません。これらの多発化・巧妙化する特殊詐欺犯罪から大切な家族や友人を守り、安心安全な環境で家族・友人と通信したいというニーズは高まる一方であり、当社が提供するスマートフォン利用者を狙った犯罪抑止に効果的なセキュリティ商品・サービスへの期待は増えています。

当社は、このような社会情勢をふまえ、独自の機械学習サイクルを備えたデータベーステクノロジー（1）を活用し、スマートフォン利用者が特段意識することなく、犯罪の脅威から安心安全な生活を守るよう犯罪抑止に効果的なセキュリティ商品・サービスを提供しており、疑わしい電話番号の情報を、警察等の公的機関からの連携、サービス利用者からのフィードバック、インターネットでの情報収集等で網羅的に集積（2）し、習慣性判定を行うAI技術で迷惑電話番号を抽出（3）し、迷惑電話番号リストを日々最新化しております。

- 1 デジタル技術の進化に伴い、様々な情報がデータベースにログ情報として蓄積できるようになりました。当社では、独自の調査とデータ収集活動により収集した様々なデータベースを統合・解析し、機械学習を活用した分析を行うことにより、リスク検知に有用な情報として加工する技術を有しており、このことを「データベーステクノロジー」と表現しております。
- 2 2020年10月末現在において、企業や店舗、公共施設等の電話番号情報を553万件以上、うち迷惑電話番号に関する情報を3万件以上データベース化しております。また、これらの情報は日々更新され、高品質なデータベースの維持・向上に努めております。
- 3 当社では、警察等の公的機関による情報提供、利用者からの着信拒否・許可といったフィードバック情報や、当社による独自の調査活動を通じて、電話番号ごとに迷惑度合いの点数化を行い、データベースに蓄積しております。このデータベースに蓄積された情報から、特殊詐欺など犯罪に利用された電話番号やしつこいセールスの電話番号など、迷惑電話をかける可能性のある番号を、統計や機械学習を用いた当社独自のアルゴリズムにより自動的に迷惑電話番号候補として抽出し、当社技術者が迷惑電話番号リストへの登録要否を最終判断することをもって、迷惑電話番号リストを作成・更新しております。

（当社の事業展開）

当社は社会問題の1つである特殊詐欺の防止に有効な商品・サービスとして、迷惑電話番号リストを活用し、利用者にとって未知の迷惑電話番号であっても自動的に着信拒否設定がなされる「迷惑情報フィルタ事業」を主要事業として展開しております。

同事業は、自社の得意分野にリソースを集中するため、プロモーションや販売代金の回収については主に通信キャリアや通信回線事業者といった提携先により実施されており、顧客獲得コストの低い収益モデルとなっております。また、これらの通信キャリアや通信回線事業者、メーカー、自治体等との提携によるBtoBtoCの販路により、安定的な顧客基盤を構築しており、2020年10月末現在における迷惑情報フィルタの月間利用者数（4）は1,123万人を超えております。

加えて、2020年3月末に、テレワーク業務に利用できるクラウド型ビジネスフォンサービス「トピラフォンCloud」を発売し、テレワーク業務ニーズの取込みに向けた事業を開始しました。

- 4 月間利用者数は、当社製品・サービスを利用しているユーザーのうち、電話番号リストの自動更新又はアプリの起動等により、当月に1回以上、当社サーバへアクセスが行われたユーザー数です。なお、1ユーザーが複数の携帯端末等を所有しそれぞれで当社サービスの利用契約を行い、各端末等から当社サーバへのアクセスがなされた場合には、複数ユーザーとして重複カウントしております。
- また、月間利用者数は、当社が事業を通じて特殊詐欺被害の撲滅に貢献する上で重要なKPIの一つとしておりますが、主要な取引先である通信キャリアとの契約条件は様々であり、必ずしも月間利用者数の増減が直接的に収益に影響を与えるものではありません。

また、当社の報告セグメントは単一の「迷惑情報フィルタ事業」であり、報告セグメントに属さない事業を「その他」としております。

なお、当事業年度より報告セグメントを従来の「迷惑情報フィルタ事業」「その他事業」の2区分から「迷惑情報フィルタ事業」単一に変更しております。

これは、「その他事業」に含まれるホームページ制作運営支援事業及び受託開発事業については積極展開しない方針であり、「迷惑情報フィルタ事業」の拡大に伴い「その他事業」の重要性が低下したため、「その他事業」に含まれる事業セグメントについては報告セグメントに含めないことが適切であると判断したことによるものであります。

事業の具体的な内容は次のとおりです。

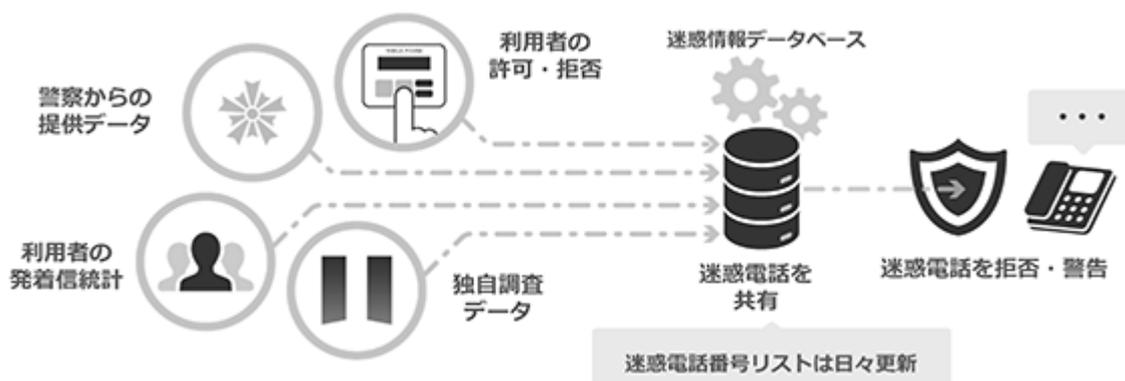
(迷惑情報フィルタ事業)

当社は、2011年6月、悪質な迷惑電話や詐欺電話を防止する「トビラフォン」を自社製品として開発し、販売を開始しました。同製品の販売以降、「トビラフォン」の電話番号データベース、迷惑電話番号解析アルゴリズムを活用して、スマートフォンやフィーチャーフォン等のモバイル端末及び固定回線向けのアプリやサービスの提供、法人向けに「トビラフォン」の機能を強化した「トビラフォンBiz 光回線用」の販売を行う等、迷惑情報フィルタの新たな商品・サービス展開を行っております。

当社では、常に最新の迷惑電話の活動状況に関する調査を行うことを目的とし、当社の迷惑情報フィルタの利用者が行う着信許可・拒否登録、利用者のアプリやサービスから得られるログ情報、警察等の公的機関による情報提供、及び当社の調査活動等、日々膨大なデータを収集・蓄積しております。

「トビラフォン」は、これらの収集・蓄積されたデータを元に当社独自の迷惑電話番号抽出技術を用いることで、利用者に着信した電話が迷惑電話かどうかの判別を行い、迷惑電話と判別された電話番号について、自動的に着信拒否や警告レベルに応じた「危険」「警告」の表示が適用される従来にはないセキュリティシステムです。また、公的機関や法人の電話番号など公開された電話番号もデータベース化されており、あらかじめ携帯電話の電話帳に登録されていなくても、自動的に発信者情報を表示する仕組みにより、安心して通話できる社会の実現に貢献しております。

当社は、これらの技術開発について積極的な研究開発活動と知財戦略を行ってきており、本書提出日現在において国内外にて13件の特許を取得しております。



当社の迷惑情報フィルタ事業は、「モバイル向けフィルタサービス」、「固定電話向けフィルタサービス」、「ビジネスフォン向けフィルタサービス」の3つのサービスから構成されており、サービス別の内容は次のとおりです。

モバイル向けフィルタサービス

ソフトバンク株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社といった国内の主な通信キャリアと提携し、各通信キャリアが提供するオプションパックに含まれる複数のサービスの1つとして、当社の迷惑情報フィルタアプリを各通信キャリアのアプリという形で、エンドユーザーに提供しております。

オプションパックは、「iPhoneセキュリティパック」や「あんしんパック」等の名称で販売されており、他社が提供する「危険サイトの検知サービス」や「危険Wi-Fi対策サービス」等、様々なサービスとセットで提供されております。携帯電話の利用者の多くは、携帯電話の契約を行う際に、通信キャリアの店頭でオプションパックの商品内容について対面での説明を受けることが多く、当該説明を踏まえてオプションパック加入の是非を検討しております。

各通信キャリアのオプションパックに加入した契約者は当社の迷惑情報フィルタアプリをダウンロードすることで迷惑電話フィルタ機能を利用することが出来るようになるほか、モバイル端末の電話帳等に登録していない電話番号であっても、当社の電話番号データベースに蓄積された情報をもとに公共施設や企業等の名称を自動的に表示する機能を利用することが可能となります。

また、一部の通信キャリアに対しては、当社独自のアルゴリズムにより収集・分析した迷惑メールデータベースを活用し、詐欺につながるテキスト情報を含むメールやSMSをフィルタする「迷惑メールフィルタ機能」の提供も行っております。迷惑メールデータベースは、利用者に届くメールやSMS情報を収集・分析し、迷惑URLとして出現頻度の高いURLや、迷惑メールとしての特徴を持つ本文情報から、独自のアルゴリズムにより危険な疑いのあるURL情報等をパターン抽出し、それらの情報について社内調査を行った上で構築されております。

当社は、通信キャリアと定額又は従量課金による契約を締結しており、通信キャリアが提供するオプションパックの契約数又は利用者数に応じた収益モデルにより、継続的かつ安定的な収益基盤を確立しております。

当社は、これら3社グループと提携することで各社の顧客基盤にアプローチすることが出来ておりますが、機種変更等による買い替えや契約内容の見直し等に伴うオプションパックへの加入需要を取り込むこと等で、モバイル向けフィルタサービスの利用者数・契約者数が増加していくことを期待しております。

主要なアプリ・サービス一覧

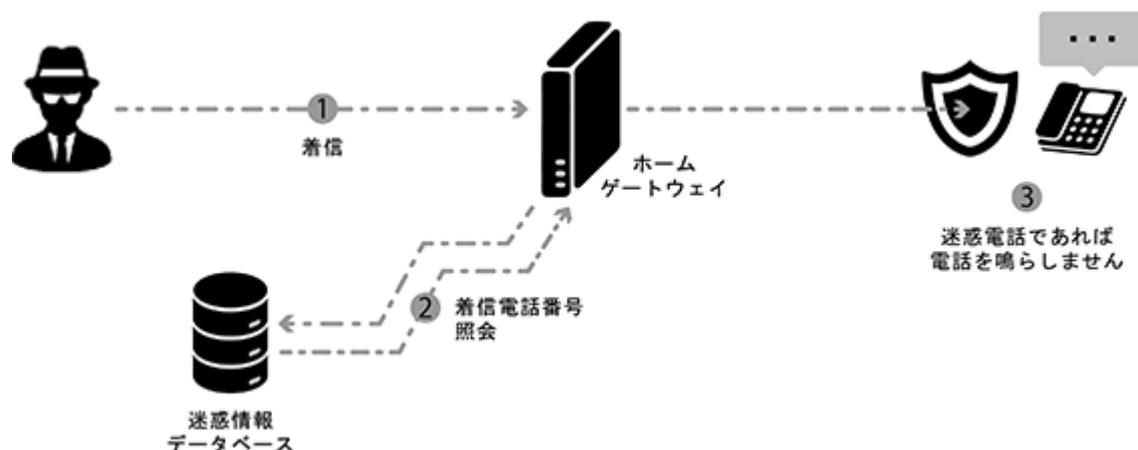
通信事業者	対象機器	オプションパック	アプリ・サービス	アイコン
KDDI(株)	Android・iPhone	auスマートパス auスマートパスプレミアム	迷惑メッセージ・ 電話ブロック	
(株)NTTドコモ	Android・iPhone	あんしんセキュリティ あんしんパック あんしんパックプラス	あんしんセキュリティ	
ソフトバンク(株)	Android・iPhone	iPhoneセキュリティパック スマートフォン セキュリティパック	迷惑電話ブロック	
	かんたん スマホ (Y!mobile)	なし (機能標準搭載)	迷惑電話対策	

固定電話向けフィルタサービス

当社は、通信回線事業者のオプションパックとして、IP電話向けの迷惑情報フィルタサービスを提供しており、通信回線事業者のオプションサービス契約数に応じた従量課金による契約を締結しております。

IP電話を利用するためには通信回線事業者が提供するホームゲートウェイ(5)を介して、インターネットと固定電話の接続が必要となりますが、通信回線事業者が提供するホームゲートウェイに当該サービスに係るアプリケーションが内蔵されており、利用者はオプションパックの利用申し込みを行うことで、迷惑情報フィルタサービスの利用が可能となります。利用者の固定電話に着信があった際に、着信電話番号が迷惑電話に該当するかどうか当社データベースに自動的に照会をすることで判別を行い、迷惑電話と判別された電話番号については自動的に呼び出し音を鳴らさない仕組みとなっております。

- 5 ホームゲートウェイとは、光回線によるインターネットサービスにおいて、複数の機器を相互に接続する光電話対応ルータを指します。



固定電話の全体の契約数は2020年6月末時点において約5,343万件であり、契約数は年々減少傾向にあります。一方、IP電話の利用番号数は2014年の約3,378万件から、2020年6月末時点に約4,430万件へ増加しており、従来の電話回線による加入電話から、インターネット回線を使用するIP電話への移行需要が増加しております。(出典：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和2年度第1四半期(2020年9月18日公表))」)

2020年10月期において、当社のIP電話向け売上が全体の売上に占める割合は7.9%程度ですが、各通信回線事業者を通じたサービス契約数は拡大し続けております。

主要なサービス一覧			
通信回線事業者	対象機器	オプションパック	サービス
KDDI(株)	ホームゲートウェイ	電話オプションパックEX	迷惑電話発着信ブロック
中部テレコミュニケーション(株)		光電話付加サービス 割引パックPlus	あんしん電話 着信サービス

また、従来の電話回線向けの製品として「トビラフォン」の電話機外付け型端末を販売しており、自治体等の実証実験事業における外付け型端末の販売・レンタルを主たる商流としております。

当該実証実験は、特殊詐欺被害防止施策として自治体等が地域住民に対して「トビラフォン」を無償貸与し、その効果を検証するものであり、当社は「トビラフォン」の提供の他、パンフレットやレポートの作成、アンケートの実施等を行っております。

「トビラフォン」の電話機外付け型端末は、本体正面のLED発行色によって着信電話の安全度をお知らせする機能を搭載しており、電話を取る前に一瞬で着信電話の安全度を確認することができます。またボタンひとつで、着信拒否を行うことができ、利用者の拒否ボタンは当社の管理サーバに記録され、迷惑電話判定における調査対象データの参考となります。

なお、その他の商流としては、当社からエンドユーザーへの直接販売等もあります。



ビジネスフォン向けフィルタサービス

「トビラフォン」にクラウドサーバにおける通話録音システムや集中型管理システムの機能を追加した「トビラフォンBiz 光回線用」と、クラウド型ビジネスフォンサービスの「トビラフォン Cloud」を販売しております。

モバイル向けフィルタサービス、固定電話向けフィルタサービスが一般消費者(個人)を対象としている一方、これら商品は企業を対象としております。「トビラフォンBiz 光回線用」は、通話情報の録音、着信履歴の管理・共有、不要なセールス電話等迷惑電話の自動拒否による業務の効率化やサービス品質の向上、コンプライアンスの強化を図ることができます。「トビラフォン Cloud」は、ビジネスフォンをスマートフォンアプリとして、持ち歩きを可能とした商品で、テレワーク業務での活用が期待されます。

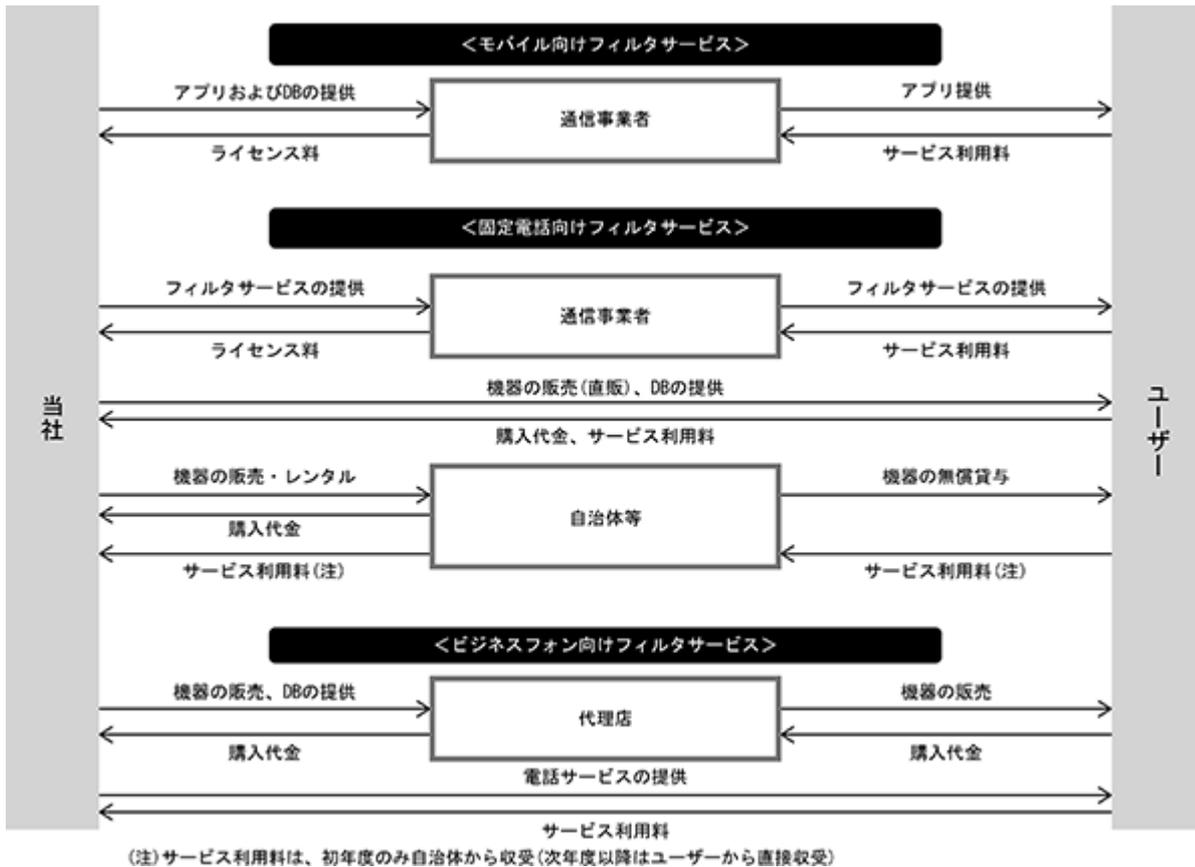
当社は、迷惑情報フィルタ事業における法人向け市場の開拓を目指し、機器の販売代金及びサービスの利用料を収益源としていくための準備を進めており、営業活動を行っております。

(その他)

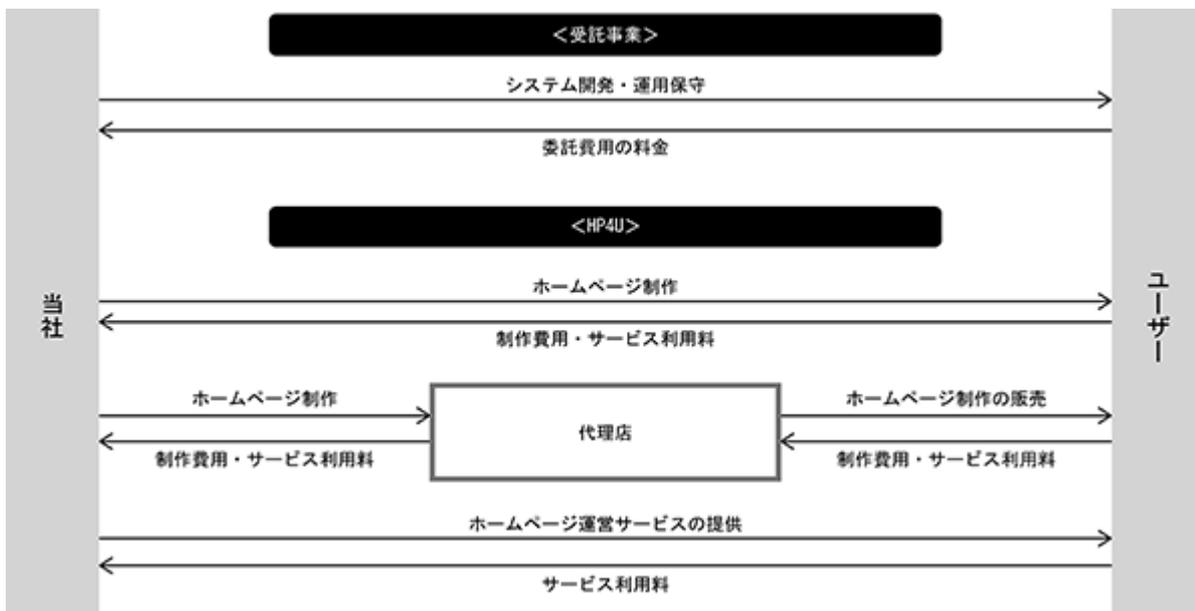
ホームページの制作運営支援システム「HP4U」の販売及びシステムの受託開発等を行っております。なお、今後は迷惑情報フィルタ事業に注力する方針のため、積極的に展開はしない方針であります。

<事業系統図>

迷惑情報フィルタ事業



その他



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
53(12)	34.9	3.7	5,166

部門の名称	従業員数(名)
技術部	32(11)
営業企画部	14(-)
管理部	7(1)
合計	53(12)

- (注) 1. 当社の報告セグメントは単一の「迷惑情報フィルタ事業」であり、部門別の従業員数を記載しております。
 2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パート・アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。)は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は「私たちの生活 私たちの世界を よりよい未来につなぐトピラになる」を理念として掲げております。この企業理念に基づき、「誰かがやらなければならないが、誰もが実現できていない社会的課題の解決を革新的なテクノロジーで実現する事」を事業展開方針の軸として、ITテクノロジーを活用した様々な事業の創出や展開に取り組むことで、企業としての持続的な成長を図ってまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は持続的な成長に向けて、売上高、営業利益を重視しており、每期その向上に努めることで、中長期的に成長させていくことを目指します。また、「迷惑情報フィルタ事業」に関しては、迷惑情報フィルタサービスの月間利用者数についても、中長期的に成長させていくことを重視しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

インターネットテクノロジーが急速に進化している現代社会において、インターネットテクノロジーはますます複雑化しており、これを逆手にとって悪用する犯罪や安心安全な生活を脅かす脅威はますます大きくなってまいります。私たちは、スマートフォンを始めとするデジタルデバイスが普及していく中で、データベーステクノロジーを活用し、利用者が特段意識することなくこれらの脅威から守られるセキュリティ商品・サービスを提供しております。近年は特に「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「還付金等詐欺」等に代表される特殊詐欺被害の認知件数が増加しており、2019年においては約316億円(警察庁発表)の被害が生じております。

特殊詐欺等の犯罪は時代と共に手法を変えるため、その根絶は困難であることや、高齢化社会がますます深刻化し、特殊詐欺の標的とされやすい高齢者が今後も増加していくことから、被害件数の拡大が懸念されております。

このような状況の中で、犯罪を含む迷惑な電話を防ぐサービスに関する社会的なニーズが高まると考え、迷惑電話を判定するための様々な情報を統合するデータベースについて研究開発を行ってまいりました。その結果、当社は迷惑電話を自動的に判定するスマートフォンアプリの開発に成功し、主要な携帯電話事業者を含む大手通信キャリアのオプション契約パックの一部として採用されたことで、利用者数が拡大しております。

当社は、今後においても「迷惑情報フィルタ事業」に注力するとともに、これまで培ってきたデータベーステクノロジーのノウハウを活かした新規事業へ投資することで、新たな収益基盤の確立に取り組み、企業価値の最大化を図ってまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

当社は以下の点を対処すべき課題と認識しており、解決に向けて重点的に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対応

当社は、主に通信キャリアやIP電話に関する通信回線事業者のオプション契約を通じて、迷惑電話情報等のフィルタサービスを提供しており、2020年10月末現在、モバイルと固定電話を合計して1,123万人の月間利用者が存在します。

当社のビジネスモデルは、利用者からのストック収益を積上げるモデルのため、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大した場合でも、当社収益にただちに影響を及ぼす可能性は低いと考えています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う長期的な経済活動の停滞や、外出制限の長期化等により、通信キャリアでのオプション契約新規獲得数が伸び悩んだ場合、当社収益の停滞又は漸進的な減少の影響が生じる可能性があります。加えて、当社従業員に感染が拡大した場合、新商品の開発遅延や営業活動の制限が生じる可能性があります。

当社は、通信キャリアからの収益に依存しない頑強な体質への成長を図ると共に、新型コロナウイルス感染症が長期的に蔓延した場合でも、様々な収益獲得手段を通じて収益の向上を目指してまいります。

携帯電話料金の引き下げ

2020年9月16日に発足した菅内閣は、他国に比して高額とされる我が国の携帯電話料金の引き下げを政権目標の1つとし、通信キャリアへ個別に携帯電話料金の引き下げを要請しました。この結果、一部の通信キャリアは、現行の料金プランより安価なプランを公表するに至りました。

このような政府主導の携帯電話料金の引き下げは、基本の通話料や通信サービスを対象とした要請であり、当社が提供するサービスが含まれる携帯電話のオプションサービスは含まれないものと考えています。

しかしながら、携帯電話料金の引き下げに伴って通信キャリアの収益が悪化した場合等、通信キャリアから当社への契約単価の下方改定等の要請を受ける可能性があります。当社が提供する迷惑電話フィルタサービスは、事実上競合や代替サービスが存在せず、他社への代替、他社との価格競争が生じる可能性はないと考えていますが、当社は通信キャリアに売上高の77%以上（第14期事業年度）を依存していることから、契約単価の下方改定が行われた場合は将来の収益に影響を与える可能性があります。

当社は、アライアンスパートナー網の拡大、新規・周辺ビジネスの立上げ等を通じ、通信キャリアからの売上に依存しない頑強な体質へ成長を遂げることで、特定の取引先に売上を依存するリスクの低減化を図ってまいります。

アライアンスパートナー網の拡大及び協力関係の深耕

当社はこれまで、通信キャリアやIP電話に関する通信事業者、あるいは事務機器等商社の代理店との間で、当社の迷惑情報データベースを活用したサービスを提供するアライアンスパートナーの開拓に注力して参りました。その結果、一定程度のアライアンスパートナー網を構築することができております。

今後、当社が中長期的な成長を持続し、当社事業の更なる発展・拡大をしていくためには、未開拓となっている通信キャリアや通信回線事業者等に対する提案活動を通じ、固定電話向けフィルタサービスの提供に係るアライアンスパートナー網の拡大を図ること、既存のアライアンスパートナーへの販売活動支援等による協力関係の深耕により、ビジネスフォンの販売拡大を図ることが重要と考えております。

今後も、アライアンスパートナー網の拡大及び協力関係の深耕への注力を継続していくことで、より一層の事業拡大を図ってまいります。

利用者数の増加及び新機能の提供による収益拡大

当社は、主に通信キャリアやIP電話に関する通信回線事業者のオプション契約を通じて、迷惑電話情報等のフィルタサービスを提供しており、今後、当社が更なる収益拡大を目指す上では、当社サービスの利用者数の増加、及び新機能の提供による更なる利用料収入の拡大が重要と考えております。

総務省が2020年9月18日に発表した「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」によると、2020年6月末時点における携帯電話の契約数合計は、約1億8,846万契約であり、又、インターネット回線を利用したIP電話の利用番号数は約4,430万件とされております。

当社の見立てでは、携帯電話の契約者数は、緩やかに伸長し、引き続き安定的に推移するものと見込んでおります。IP電話も、2025年頃に東日本電信電話株式会社（NTT東日本）及び西日本電信電話株式会社（NTT西日本）の固定電話用信号交換機が維持限界を迎えるとされており、IP電話への移行が一層進むものと想定されます。

これに対し、当社サービスの月間利用者数は、2020年10月末現在、モバイルと固定電話を合計して約1,123万人に留まっております。月間利用者数の増加は、売上高の拡大及び利益率の向上に直接的に影響するため、当社では、警察組織との連携により当社サービスの社会的信頼性を向上させていくほか、システムやデータベースの精度向上による利便性の向上等を推進することで、月間利用者数の増加を図り、より一層の収益力の強化を図ってまいります。

また、現状は一部の通信キャリアにのみ提供している新機能「詐欺メール遮断サービス」を他の通信キャリアにも展開できるよう提案を進めることで、収益獲得手段を拡充し、一層の収益力の強化を図ってまいります。

新規・周辺ビジネスの立上げ

当社の迷惑情報フィルタ事業は、通信キャリアのオプション契約に組み込まれるサービス運営を中心とするビジネスモデルに依存している状況にあります。

そのため、複数のビジネスモデルを持ち、より頑強な組織へと成長していくことが、今後の発展において重要であると考えております。今後は、迷惑情報フィルタ事業で培ったデータベースのノウハウを活用し、新たな事業領域への拡張のみならず、新しいビジネスモデルの展開も積極的に検討してまいります。具体的には、国内外の電話番号データベースを法人向けに課金サービスとして提供するモデルや、利用者が不要と感じる広告を遮断するアプリの提供などを検討し、業績の拡大を図ってまいります。

優秀な人材の確保と組織体制の強化

優秀な人材の確保と適切な配置、育成システムの構築は、当社の成長にとって最も重要な経営課題と認識しております。そのため、当社は継続的に採用活動を行うとともに適正な人事評価を行い、当社の企業理念、組織風土にあった優秀な人材の確保に努めてまいります。また、社員の職位、職務に応じた適切な研修を行い、人材の教育・育成を進めていく方針であります。

当社及び当社サービスの認知度向上

当社は、迷惑情報フィルタサービスを提供しており、今後のさらなる事業展開、拡大のためには、お客様に安心してサービスを利用して頂けるよう当社及び当社サービスに対する知名度や信頼を一層向上させることが重要であると認識しております。

当社は、デジタルマーケティング等の広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化に努め、認知度向上を図ってまいります。

内部管理体制の強化

当社は、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しております。業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する様、一層の体制整備、運用の強化を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスクについて

新型コロナウイルス感染症対応

当社は、主に通信キャリアやIP電話に関する通信回線事業者のオプション契約を通じて、迷惑電話情報等のフィルタサービスを提供しており、2020年10月末現在、モバイルと固定電話を合計して1,123万人の月間利用者が存在します。

当社のビジネスモデルは、利用者からのストック収益を積上げるモデルのため、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大した場合でも、当社収益にただちに影響を及ぼす可能性は低いと考えています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う長期的な経済活動の停滞や、外出制限の長期化等により、通信キャリアでのオプション契約新規獲得数が伸び悩んだ場合、当社収益の停滞又は漸進的な減少の影響が生じる可能性があります。加えて、当社従業員に感染が拡大した場合、新商品の開発遅延や営業活動の制限が生じる可能性があります。

当社は、通信キャリアからの収益に依存しない頑強な体質への成長を図ると共に、新型コロナウイルス感染症が長期的に蔓延した場合でも、様々な収益獲得手段を通じて収益の向上を目指してまいります。

携帯電話料金の引き下げ

2020年9月16日に発足した菅内閣は、他国に比して高額とされる我が国の携帯電話料金の引き下げを政権目標の1つとし、通信キャリアへ個別に携帯電話料金の引き下げを要請しました。この結果、一部の通信キャリアは、現行の料金プランより安価なプランを公表するに至りました。

このような政府主導の携帯電話料金の引き下げは、基本の通話料や通信サービスを対象とした要請であり、当社が提供するサービスが含まれる携帯電話のオプションサービスは含まれないものと考えています。

しかしながら、携帯電話料金の引き下げに伴って通信キャリアの収益が悪化した場合等、通信キャリアから当社への契約単価の下方改定等の要請を受ける可能性があります。当社が提供する迷惑電話フィルタサービスは、事実上競合や代替サービスが存在せず、他社への代替、他社との価格競争が生じる可能性はないと考えていますが、当社は通信キャリアに売上高の77%以上（第14期事業年度）を依存していることから、契約単価の下方改定が行われた場合は将来の収益に影響を与える可能性があります。

当社は、アライアンスパートナー網の拡大、新規・周辺ビジネスの立上げ等を通じ、通信キャリアからの売上に依存しない頑強な体質へ成長を遂げることで、特定の取引先に売上を依存するリスクの低減化を図ってまいります。

経済動向について

当社の提供するサービスは、通信キャリアや通信回線事業者のオプションサービスとして利用者に提供されています。このため、景気低迷期においては、利用者の通信費用削減の結果、オプションサービスの契約者数が減少する可能性があります。このような状況においては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

特殊詐欺の傾向及び対策の変化について

当社のサービスは、特殊詐欺に使われる電話番号や利用者が迷惑と感じるセールス電話等をデータベーステクノロジーを活用し、利用者が特段意識することなくこれらの脅威から守られるサービスです。今後、電話を活用した特殊詐欺が有効でなくなるなど被害が減少し、不審な電話への心理的抵抗が社会的に低下した場合においては、利用者数が減少する可能性があります。このような状況において、当社が新たな詐欺手段に対抗するための製品や機能の提供による代替的な収益源の獲得等、電話による特殊詐欺以外の収益源の獲得ができていない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

現在、国内で迷惑電話のフィルタサービスに類似したサービスを展開している企業は当社以外にもありますが、当社と比較してその事業規模はいずれも小規模なものと考えられるため、迷惑電話をフィルタするセキュリティ市場において実質的に独占的地位を確保できるほどの優位性を有しているものと認識しております。

当社の事業は、警察組織との迷惑電話番号の情報に関する連携や、1,123万人以上の利用者から日々寄せられる迷惑電話番号の情報に関するデータベースの精度、及び通信キャリアやIP電話事業を運営する通信回線事業者が利用者へ提供する契約プランの一部に当社サービスが含まれた販売モデルが不可欠であり、新規参入企業が当社と同等の情報収集精度と販売モデルの構築を行うことは容易ではなく、高い参入障壁を有しているものと認識しております。

しかしながら、市場の拡大に伴い、新規参入企業の増加や競争激化が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関わるリスクについて

特定サービスへの依存について

当社の迷惑情報フィルタ事業は特定のサービス「モバイル向けフィルタサービス」に依存した事業となっております。今後も取引の拡大に努めると同時に販売依存度を下げするため、新規のサービス開発を図ってまいります。同サービスの競争激化などにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定取引先への依存等について

当社の迷惑情報フィルタ事業の主要取引先は、大手通信キャリアであるソフトバンク株式会社、KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモであり、これら特定の取引先に対する売上高は、第14期事業年度において77%以上を占めており、当該特定取引先への依存度は高い状況にあります。

ソフトバンク株式会社に対しては2015年11月より迷惑電話フィルタアプリの提供を、KDDI株式会社に対しては2016年2月より迷惑電話フィルタアプリの提供及び2018年3月よりIP電話向け迷惑電話フィルタサービスの提供を、株式会社NTTドコモに対しては2015年7月より迷惑電話フィルタアプリの提供を行っており、第14期事業年度における当社売上高全体に占める各企業グループへの売上高比率は、それぞれ38%、25%、13%に達しております。

当社は、それぞれの企業グループとの間で良好な関係を築いており、現時点において取引関係等に支障を来す事象は生じておらず、当社としては今後も継続的な取引が維持されるものと見込んでおりますが、今後何らかの理由により契約の更新がなされない場合や、取引条件の変更が生ずる場合等には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、これら特定取引先に対して提案する新たなサービスに関して、新規契約の締結時期や契約の締結自体が当社の想定どおりに進まない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社といたしましては、今後も他社への売上高の拡大に努めることで、当該特定取引先への依存度低下を図り、リスクの逡減に努める方針です。

主要取引先である通信キャリアの事業環境の変化について

当社は、国内の主要な通信キャリアを主な販売先としてサービスを提供しており、通信キャリアに対する法令・規制・制度や競争環境の変化が生じた場合に、当社はその影響を間接的に受ける可能性があります。具体的には、通信キャリア各社による通話料金や通信料金の値下げに伴い、当社サービスが含まれているオプション契約パックの料金体系の変更や、販売店によるオプション契約パックの販売方法に変更があった場合には契約者数の増減が生じる等の影響が想定され、かかる影響が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社と通信キャリア間との契約について

当社は継続的かつ安定的にサービス提供が行えるよう、システムインフラ投資やソフトウェアのメンテナンス等に万全を期しておりますが、当社が提供するスマートフォンアプリがApple社又はGoogle社の審査により製品登録を拒絶された場合、又は、システムトラブル等何らかの理由によりサービスの継続が不可能になった場合においては、当社と通信キャリア間における契約が解約となる可能性があります。また、通信キャリアのオプションパックに採用されるには製品品質や利用者にとっての有用性等、一定の採用基準があるとのことですが、当社が何らかの理由により当該基準を充足することが出来ず、当社サービスがオプション契約パックに含まれなくなってしまった場合や、通信キャリアが提供するオプション契約パックそのものが提供されなくなってしまう場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

アライアンスについて

当社は、事業の拡大に向け、当社のデータベーステクノロジーを活用したサービスを提供するパートナーとのアライアンスに積極的に取り組んでおります。具体的には、インターネット回線とIP電話をセットで提供する事業者に対して、当社の迷惑情報データベースを提供し、インターネット回線契約のオプション契約パックとして提供するモデルを推進しております。しかしながら、アライアンス先との関係構築が上手くいかず、想定した成果が得られない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムに関するリスクについて

当社の事業は、インターネット接続環境の安定した稼働を前提として運営されております。継続的かつ安定的なサービス運営を行うため、システムの負荷分散、バックアップ体制や強固なセキュリティの構築等に常時努めておりますが、不測の自然災害や事故等のトラブルによる様々な問題が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社データベースの情報管理について

当社のデータベースには、警察等の公的機関による情報提供や、電話番号に関する様々な情報、迷惑電話番号からの着信ログや、迷惑電話番号への発信ログ情報などが蓄積されており、リスク検知情報の一部として活用されております。

当社では、ハードウェア、ソフトウェア、人的管理体制等の観点からセキュリティ対策を実施し、情報漏洩が発生しないよう努めておりますが、不測の事態により当社データベースに蓄積された情報の漏洩が発生した場合には、警察組織や取引先からの信頼の低下を招く可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

警察組織からのデータ提供について

当社の迷惑情報データベースには、警察組織から提供されたデータが含まれており、リスク検知情報の一部として活用されております。当社は警察組織との間で良好な関係を築いており、現時点において情報提供関係等に支障を来す事象は生じておらず、当社としては今後も継続的な情報提供が維持されるものと見込んでおります。また、当社の迷惑情報データベースは、独自の調査と情報収集により膨大な情報を蓄積しており、警察組織のデータ提供のみに依存するものではありませんが、何らかの理由により警察組織からデータ提供が行われなくなった場合においては、対外的な信用度等の観点から当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社は、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために、新規事業への取り組みを進めていく方針であります。新規事業が安定して収益を生み出すまでには一定の期間と投資を要することが予想され、全体の利益率を低下させる可能性があります。また、将来の事業環境の変化等により、新規事業が当初の計画どおりに推移せず、新規事業への投資に対し十分な回収を行うことができなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制について

一般的なインターネットにおける法的規制について

当社は、「電気通信事業法」「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報開示に関する法律」「個人情報の保護に関する法律」「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」及び「不当景品類及び不当表示防止法」といった法規則の対象となっております。

当社は、これらの法規制等を遵守した運営を行っており、今後も法令遵守を徹底する体制及び社内教育を行ってまいりますが、新たな法令の制定や既存法令における規制強化等がなされ、当社の事業が制約される事態が発生した場合、もしくは万が一法令遵守体制が機能しない事象が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の保護に関するリスクについて

当社は、インターネット通販によりトピラフォン端末を顧客に直接販売した際に取得した個人情報や、購買履歴を含む個人情報等を保有しております。これらの個人情報等の管理は、当社にとって重要な経営課題であると認識しており、お客様に安心してサービスを利用していただくため、プライバシーマークを取得し、個人情報を取り扱う際の業務フローや権限体制を明確化するなど、個人情報管理に関する規程を制定し、個人情報の取扱いに慎重な運用を行っております。しかしながら、これらの情報が何らかの理由によって外部に流出した結果、当社の信用力の低下を招いた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社による第三者の知的財産権侵害について

当社は、当社が運営する事業に関する知的財産権の獲得に努めるとともに、第三者の知的財産権の侵害の可能性については、顧問弁護士との連携により可能な範囲で対応を行っており、現時点において第三者より知的財産権の侵害に関する提訴等の通知を受け取っておりません。しかし、将来、当社の事業活動に関連して第三者が知的財産権の侵害を主張する可能性がないとはいえません。当社の属する市場が拡大し、事業活動が複雑多様化するにつれ、競争も進み、知的財産権をめぐる紛争が発生する可能性があります。

(4) 事業体制に関するリスクについて

優秀な人材の確保について

当社が事業拡大を進めていくためには、優秀な人材の確保、育成及び定着が最重要課題であると認識しております。当社では、将来に向けた積極的な採用活動、人事評価制度の整備や研修の実施等の施策を通じ、新入社員及び中途入社社員の育成、定着に取り組んでおります。

当社は今後もこれらの施策を継続していく予定ではありますが、これらの施策が効果的である保証はなく、必要な人材が十分に確保・育成できなかった場合や、採用後の人材流出が進んだ場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

小規模組織であることについて

当社の組織体制は小規模であり、業務執行体制及び内部管理体制もそれに応じたものになっております。今後の事業展開に応じて、採用・能力開発等によって業務執行体制及び内部管理体制の充実を図ってまいりますが、当社の事業拡大に応じた十分な人材の確保及び育成ができるかは不確実であり、これらが不十分な場合は、当社の業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスクについて

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として新株予約権を発行しております。これらの新株予約権が行使された場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。これらの新株予約権による潜在株式数は本書提出日現在312,000株であり、発行済株式総数10,404,600株の3.0%に相当しております。

資金使途について

株式上場時の公募増資による調達資金について、迷惑情報フィルタ事業の利用者の増大に伴うシステムインフラ設備の増強に伴う費用や、従業員の増員に伴う事務所移転費用、新規製品・サービスの研究開発費や製品化に向けたソフトウェア開発等に係る技術部従業員の労務費及び採用費等に充当することを計画しております。しかしながら当社の属する業界の環境変化や、これに伴う今後の事業計画の見直し等により、投資による期待通りの効果が上げられなくなる可能性があります。このような場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 経営成績の状況

新型コロナウイルス感染拡大に対応した「新しい生活様式」の浸透・定着が進む中、都市部を中心にテレワークへの移行が進みました。テレワーク業務では電話が欠かせず、電話の必要性が改めて認識されたことに加え、企業がデジタルトランスフォーメーション（DX）を目指した業務改革を進めたことにより、業務効率化を図るICTツール等の関心が高まりました。

一方、スマートフォン利用者を標的にした電話・SMSを用いた特殊詐欺事案については、2020年も認知件数・被害額はともに依然として高い水準で推移しており、最近では新型コロナウイルス感染症に伴う詐欺が急増するなど、人々の不安につけ込み安心安全な生活を脅かす犯罪は後を絶ちません。これらの多発化・巧妙化する特殊詐欺犯罪から大切な家族や友人を守り、安心安全な環境で家族・友人と通信したいというニーズは高まる一方であり、当社が提供するスマートフォン利用者を狙った犯罪抑止に効果的なセキュリティ商品・サービスへの期待は増えています。

こうした社会情勢のなか、当社は、企業理念の「私たちの生活 私たちの世界を よりよい未来につなぐトピラになる」を目指し、前期に引き続き、収益の中心となる迷惑情報フィルタ事業では、事業拡大に向けてアライアンスパートナー網の拡大及び協力関係の深耕、並びに、月間利用者数（ ）の増加を図りました。また、2020年3月末に、テレワーク業務に利用できるクラウド型ビジネスフォンサービス「トピラフォン Cloud」を発売し、テレワークニーズの取込みに向けた事業を開始しました。

コスト面では、広告宣伝費の増加、人員の増加、東京証券取引所市場第一部への上場市場変更に伴う手数料等の発生により、前事業年度と比べ増加することとなりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,234,315千円(前期比25.7%増)、営業利益は498,654千円(前期比22.8%増)、経常利益は471,215千円(前期比20.0%増)、当期純利益は322,344千円(前期比29.6%増)となりました。

月間利用者数は、当社製品・サービスを利用しているユーザーのうち、電話番号リストの自動更新又はアプリの起動等により、当月に1回以上、当社サーバへアクセスが行われたユーザー数です。なお、1ユーザーが複数の携帯端末等を所有しそれぞれで当社サービスの利用契約を行い、各端末等から当社サーバへのアクセスがなされた場合には、複数ユーザーとして重複カウントしております。

また、月間利用者数は、当社が事業を通じて特殊詐欺被害の撲滅に貢献する上で重要なKPIの一つとしておりますが、主要な取引先である通信キャリアとの契約条件は様々であり、必ずしも月間利用者数の増減が直接的に収益に影響を与えるものではありません。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、当事業年度より報告セグメント区分の変更を行っております。詳細は「注記事項 セグメント情報等 セグメント情報 1 報告セグメントの概要」をご参照下さい。

前事業年度比較については、前事業年度の数値を変更後のセグメント区分にて組替えた数値で比較をしております。

(迷惑情報フィルタ事業)

迷惑情報フィルタ事業におきましては、主力サービスであるモバイル向けフィルタサービス、固定電話向けフィルタサービス及び「トピラフォン Cloud」を含むビジネスフォン向けフィルタサービスにおいて、引き続きサービス基盤の強化・拡大に注力してまいりました。

その一方で、迷惑情報フィルタ事業に含まれる広告フィルタサービスについては、主力サービスへ資源を集中する方針の下、将来に向けて拡大投資を行う見込みがないことを踏まえ、当該サービスに関連する固定資産につき減損損失を6,059千円計上いたしました。

その結果、当事業年度における迷惑情報フィルタ事業の売上高は1,141,560千円(前期比31.9%増)となり、セグメント利益は752,603千円(前期比23.6%増)となりました。

(その他)

ホームページの制作運営支援システム「HP4U」や受託開発事業等を「その他」に含めております。これらの事業については、積極的には展開しない方針であり、当事業年度においては、前事業年度に受注した受託事業における新規システム開発案件の納品を行なったことから、当事業年度におけるその他の売上高は92,754千円(前期比20.3%減)となり、セグメント利益は51,724千円(前期比14.1%減)となりました。

なお、全社営業利益は、各セグメント利益の合計から、報告セグメントに配賦していない全社費用を差し引いた数値となっております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であり、管理部門の人員増強や企業規模の拡大に伴う管理コストの増加等により、305,674千円(前期比16.3%増)となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当事業年度末における総資産は1,647,964千円となり、前事業年度末に比べ337,836千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が219,883千円増加したこと、売掛金が40,900千円増加したこと、有形固定資産が21,391千円増加したこと及び無形固定資産が28,803千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は300,855千円となり、前事業年度末に比べ8,319千円減少いたしました。これは主に、未払金が26,250千円増加したこと及び未払法人税等が39,725千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は1,347,109千円となり、前事業年度末に比べ346,156千円増加いたしました。これは、新株予約権の権利行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ11,951千円増加したこと及び当期純利益を322,344千円計上したことによるものであります。

なお、自己資本比率は81.7%(前事業年度末は76.4%)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べて219,883千円増加し、1,218,358千円となりました。各キャッシュ・フローの主な状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動の結果、前事業年度末に比べ358,831千円資金が増加いたしました。これは主に、法人税等の支払額が189,352千円及び売上債権の増加が40,900千円あったものの、税引前当期純利益を464,475千円、減価償却費を53,897千円計上したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果、前事業年度末に比べ123,829千円資金が減少いたしました。これは主に、有形固定資産及び無形固定資産の取得等による支出であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果、前事業年度末に比べ15,117千円資金が減少いたしました。これは、新株予約権の権利行使による収入23,582千円があったものの、長期借入金13,008千円の返済及び上場関連費用の支出25,601千円があったことによるものであります。

(4) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
迷惑情報フィルタ事業	1,141,560	131.9
その他	92,754	79.7
合計	1,234,315	125.7

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)		当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
ソフトバンク株式会社	476,678	48.6	476,480	38.6
KDDI株式会社	125,868	12.8	318,700	25.8
株式会社NTTドコモ	148,333	15.1	167,130	13.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当事業年度より報告セグメント区分の変更を行っており、前事業年度比較については、前事業年度の数値を変更後のセグメント区分にて組替えた数値で比較をしております。

(5) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を勘案し合理的に見積り、計上しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、人件費、通信費等の費用であります。投資を目的とした資金需要はサーバ等インフラ設備、機器や本社移転に伴う敷金の差入等によるものであります。

運転資金は自己資金を基本としており、投資資金は自己資金及び金融機関からの長期借入を基本としております。なお、当事業年度末における借入金残高は24,892千円となっております。また、当事業年度末の現金及び現金同等物は1,218,358千円であり、流動性を確保しております。

経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 1(経営方針、経営環境及び対処すべき課題等)」をご参照ください。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2(事業等のリスク)」をご参照ください。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度の経営成績については、主力事業である迷惑情報フィルタ事業のモバイル向けフィルタサービスについて、大手通信キャリアとの新たな契約の締結ができたことや、一部の通信キャリアのみに提供していた「迷惑メールフィルタ」の他の通信キャリアへの展開の実現等から、迷惑情報フィルタ事業における月間利用者数は前事業年度対比で約3倍に増加したことにより、売上高は1,234,315千円(前期比25.7%増)、営業利益は498,654千円(前期比22.8%増)、経常利益は471,215千円(前期比20.0%増)、当期純利益は322,344千円(前期比29.6%増)となりました。

一方で、「第2 事業の状況 1(経営方針、経営環境及び対処すべき課題等)」に記載のとおり、当社の迷惑情報フィルタ事業は、通信キャリアのオプション契約に組み込まれるサービス運営を中心とするビジネスモデルに依存している状況にあり、新規・周辺ビジネスの立ち上げが課題であると認識しております。

そのため、中長期的な経営戦略において、当事業年度は通信キャリアに販路を依存しない、ビジネスフォン向けフィルタサービスの拡大を目指し、2020年3月末よりクラウド型ビジネスフォンサービスの「トピラフォンCloud」の販売を開始しました。

当社は、「トピラフォン Cloud」による新たな顧客層への販売を通じた収益の源泉を獲得することで、一層の収益力強化を図ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) スマートフォン・フィーチャーフォン端末向け通信キャリアとの契約

相手先の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
ソフトバンク株式会社	ライセンス費に関する覚書	迷惑電話データベースを使用できる仕組みの提供	2017年4月1日から 2018年3月31日まで (以後1年毎の自動更新)
株式会社NTTドコモ	サービス提供基本契約	迷惑電話データベースを使用できる仕組みの提供	2017年12月1日から 2020年11月30日まで (以後1年毎の自動更新)
KDDI株式会社	ソフトウェア販売契約書	迷惑電話データベース及び迷惑メールデータベースを活用したスマートフォン向けアプリを、auスマートパスプラットフォームを通じて提供	2019年4月15日から 2020年3月31日まで (以後1年毎の自動更新)

5 【研究開発活動】

当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は43,396千円であります。

セグメント毎の研究開発活動を示すと次のとおりであります。

(迷惑情報フィルタ事業)

当社は、迷惑情報を正確かつ効率的にフィルタするためのデータベースや各種アプリケーションに関する研究開発を進めており、当社の迷惑情報フィルタサービスに関する新たな収益機会創出を目的とした新規サービスの開発及び既存サービスの機能改善を中心に研究開発を行っております。

主な研究開発の成果は次のとおりです。

- ・モバイル向け迷惑情報フィルタサービスの機能改善
- ・コアデータベースシステムの機能改善
- ・ビジネスフォン向けフィルタサービス「トピラフォン Cloud」の開発

(その他)

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、生産設備増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備投資の総額は111,632千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 迷惑情報フィルタ事業

当事業年度の主な設備投資は、モバイルサービス及び法人向けサービスの新機能開発、及びサービスインフラ増強等のために総額67,682千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) その他

当事業年度の主な設備投資は、サービスインフラ増強等のために総額1,151千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社共通

当事業年度の主な設備投資は、社内システムの構築を中心とする総額42,798千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

2020年10月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物 及び構築物	工具器具 備品及び 車両運搬具	ソフト ウエア	その他	合計	
本社 (愛知県 名古屋市)	迷惑情報 フィルタ その他 全社	本社機能 生産設備	21,260	19,058	95,172	17,212	152,704	43(12)
東京支店 (東京都 千代田区)	全社	事務所機能	-	-	-	-	-	4(-)
大阪営業所 (大阪府 大阪市)	全社	事務所機能	-	108	-	-	108	6(-)
データセンタ 計2箇所	迷惑情報 フィルタ その他 全社	データセンタ (外部)	4,007	20,813	1,785	-	26,607	-

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、特許権、商標権、特許権等仮勘定及びソフトウェア仮勘定の合計であります。
4. 建物の一部を賃借しております。年間賃借料は42,297千円であります。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パート・アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。)は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、今後の事業展開、業務効率化及び管理機能強化等を総合的に勘案して策定しております。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社(愛知県名古屋 市) データセンター 2箇所	迷惑情報 フィルタ 事業	インフラ増 強設備、 サーバー機 器、検証用 端末等	210,380	99,853	増資資金	2018年11月 以降	2021年10月 まで	(注) 2
本社(愛知県名古屋 市) データセンター 2箇所	全社	事務所機 能、インフ ラ増強設 備、サー バー機器等	115,000	101,568	増資資金	2018年11月 以降	2021年10月 まで	(注) 2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
3. 上記の投資予定額には内装その他の建物附属設備等が含まれております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年1月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,385,400	10,404,600	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。
計	10,385,400	10,404,600		

(注) 提出日現在の発行数には、2021年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。
当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	2018年1月26日 (第5回新株予約権)	2018年10月26日 (第6回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 14	当社取締役 1 当社従業員 23
新株予約権の数(個)	225 (注) 1	879 [815] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 67,500 (注) 1、5	普通株式 263,700 [244,500] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	147 (注) 2、5	234 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 2020年2月15日 至 2028年1月25日	自 2020年11月22日 至 2028年10月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 147 資本組入額 73.5 (注) 5	発行価格 234 資本組入額 117 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得をするときは、取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	

当事業年度の末日(2020年10月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は300株であります。

なお、新株予約権割り当て後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数においてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の対象株式数の調整を必要とする場合は、それぞれの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使により、普通株式を発行又は自己株式を処分する場合、及び種類株式の転換により、普通株式の発行又は自己株式を処分する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当初の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式交付前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

また、割当日以降当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、割当日以降当社が他社と合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他これらの場合に準じた行使価額の調整を必要とする事由が生じたときには、それぞれの条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員(出向社員を含む)であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。なお、新株予約権を割り当てられた者(以下「新株予約権者」という)が、次の事由に該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。

イ) 取締役、監査役及び従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、囑託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することができない。

新株予約権者は、当社株券が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件などを勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

5. 2019年1月16日付で株式1株につき100株の割合で、2019年10月11日付けで株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」は、調整後の内容を記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年11月30日 (注) 1	普通株式 20	普通株式 620 A種優先株式 105	-	50,700	-	15,000
2017年12月13日 (注) 2	A種優先株式 105	普通株式 620	-	50,700	-	15,000
2018年1月26日 (注) 3	普通株式 30,380	普通株式 31,000	-	50,700	-	15,000
2018年7月13日 (注) 4	普通株式 200	普通株式 31,200	1,600	52,300	1,600	16,600
2019年1月16日 (注) 5	普通株式 3,088,800	普通株式 3,120,000	-	52,300	-	16,600
2019年4月24日 (注) 6	普通株式 95,000	普通株式 3,215,000	104,880	157,180	104,880	121,480
2019年5月25日 (注) 7	普通株式 117,600	普通株式 3,332,600	129,830	287,010	129,830	251,310
2019年6月24日 (注) 8	普通株式 75,000	普通株式 3,407,600	6,000	293,010	6,000	257,310
2019年10月11日 (注) 9	普通株式 6,815,200	普通株式 10,222,800	-	293,010	-	257,310
2019年11月1日 ~2020年10月31日 (注) 8	普通株式 162,600	普通株式 10,385,400	11,951	304,961	11,951	269,261

- (注) 1. 2017年11月30日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式20株を自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。
2. 2017年12月13日取締役会決議により、同日付で自己株式として所有するA種優先株式をすべて消却しております。
3. 株式分割(1:50)によるものであります。
4. 発行済株式総数の増加及び資本金の増加並びに資本準備金の増加は、新株予約権の行使による増加であります。
5. 株式分割(1:100)によるものであります。
6. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
- 発行価格 2,400円
引受価額 2,208円
資本組入額 1,104円
払込金総額 209,760千円
7. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
- 発行価格 2,208円
資本組入額 1,104円
払込金総額 259,660千円
割当先 大和証券株式会社
8. ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による増加であります。
9. 株式分割(1:3)によるものであります。
10. 2020年11月1日から2020年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が19,200株、資本金が2,246千円及び資本準備金が2,246千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	15	36	40	27	12	4,351	4,481	-
所有株式数(単元)	-	11,838	3,517	790	4,198	58	83,421	103,822	3,200
所有株式数の割合(%)	-	11.40	3.38	0.76	4.04	0.05	80.35	100.000	-

(注)「単元未満株式の状況」に自己株式が50株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
明田 篤	愛知県名古屋市中区	4,950,800	47.67
松下 智樹	東京都港区	1,081,600	10.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	525,900	5.06
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	344,400	3.31
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC1 COLL EQUITY(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM EC4R 3AB(東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	193,074	1.85
五味大輔	長野県松本市	180,000	1.73
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	112,800	1.08
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM(東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	84,505	0.81
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	79,300	0.76
坂倉 翼	東京都大田区	75,000	0.72
計	-	7,627,379	73.44

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,382,200	103,822	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	3,200	-	-
発行済株式総数	10,385,400	-	-
総株主の議決権	-	103,822	-

(注)「単元未満株式」には、自己株式が50株含まれております。

【自己株式等】

2020年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注)当社は、単元未満自己株式50株を保有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2020年12月10日)での決議状況 (取得日2020年12月11日)	120,000	240,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存議決株式の総数及び価額の総額	120,000	240,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00
当期間における取得自己株式	120,000	195,240
提出日現在の未行使割合(%)	0.00	18.65

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	50	90
当期間における取得自己株式	-	-

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	50	-	120,050	-

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり10.80円としております。

内部留保金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと成長サービスへの積極投資として投入していくこととしております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は取締役会です。また、当社は、中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2020年12月10日 取締役会決議	112,161	10.80

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

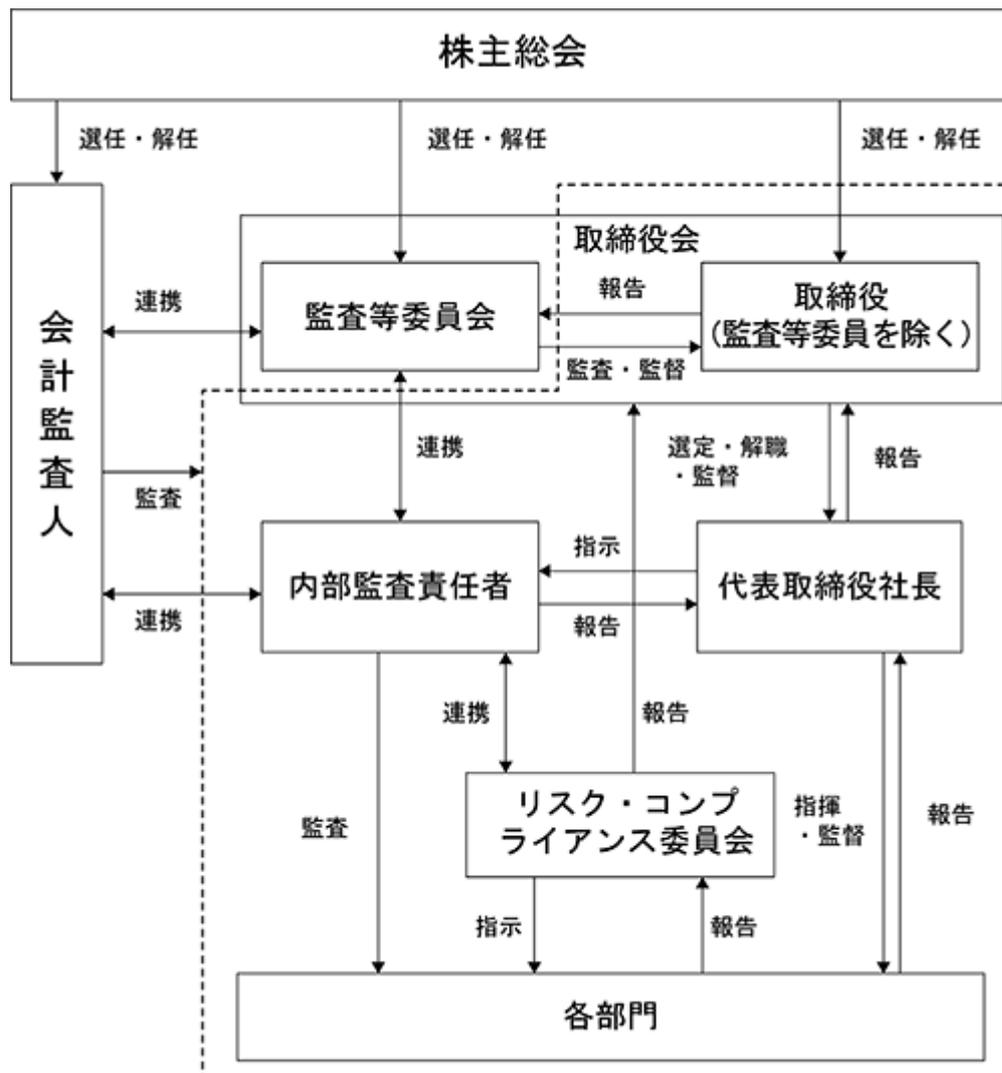
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会へ貢献できるサービスを提供することで、継続的に収益を拡充し、企業価値を向上させ、株主を始めとしたユーザー、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。

具体的には、実効性のある内部統制システムの整備を始めとして、適切なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、並びにこれらを適切に監査する体制の強化が重要であると考えております。

企業統治の体制

当社は、会社の機関として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置し、その他に執行役員制度を設けております。当社の企業統治の体制と各機関等の内容は以下のとおりであります。



a．取締役会

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成されており、原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、重要な事項はすべて付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処について検討しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、臨時取締役会を開催し、十分な議論の上で経営上の意思決定を行います。

なお、取締役会の構成員の役職及び氏名は以下のとおりです。

議長： 代表取締役社長 明田篤

構成員： 取締役(監査等委員である者を除く。) 松下智樹、後藤敏仁

監査等委員である取締役 常勤監査等委員 結城卓也

非常勤監査等委員 中浜明光、松井知行、田名綱尚

b．監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名と独立性の高い社外取締役3名の合計4名で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員は、監査等委員会で定めた監査等委員会規程及び監査計画書に基づき、重要会議への出席、代表取締役社長・監査等委員でない取締役・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ、取締役の職務の執行状況について厳格な監査を実施しております。

また、監査等委員は会計監査人及び内部監査責任者と定期的な情報交換を行い、会計監査人の監査計画の把握や内部監査の状況を把握することで、監査の実効性確保に努めています。

なお、監査等委員会の構成員の役職名及び氏名は以下のとおりです。

議長： 常勤監査等委員 結城卓也

構成員： 非常勤監査等委員 中浜明光、松井知行、田名綱尚

c．会計監査人

当社は、三優監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

d．執行役員制度

当社では取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、重要な会議に出席する他、取締役会の決議により定められた担当業務の意思決定及び業務執行を行っております。

内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会決議によって「内部統制システム構築の基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査責任者による内部監査を実施しております。

取締役の定数

当社の監査等委員でない取締役は5名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨を定款に定めております。また、その選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年4月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって会社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。これは取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限度額が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	明田 篤	1980年12月28日生	2003年4月 2006年12月	(株)アトムコンサルタント 入社 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	4,950,800
常務取締役 最高財務責任者	後藤 敏仁	1975年6月11日生	1999年4月 2001年4月 2007年1月 2007年9月 2016年9月 2017年6月 2020年1月 2021年1月	東京コンピューターサービス(株) 入社 第一コンサルタント(株) 入社 バイザー(株) 取締役就任 第一コンサルタント(株) 取締役就任 チャレンジプロジェクト(株)設立 代表取締役就任 当社 取締役管理部長就任 当社 取締役最高財務責任者 管理部長就任 当社 常務取締役 最高財務責任者(現任)	(注)3	47,800
取締役	松下 智樹	1977年4月24日生	2001年10月 2008年6月 2010年6月 2018年5月 2020年6月 2021年1月	(株)玉善 入社 (株)Due Diligence 設立 代表取締役就任 当社 取締役副社長営業企画部長就任 有限会社ひので 取締役就任(現任) 当社 取締役副社長 当社 取締役(現任)	(注)3	1,081,600
取締役 (監査等委員)	結城 卓也	1980年5月12日生	2008年5月 2008年9月 2010年6月 2017年8月 2018年1月	当社 入社 (株)Due Diligence 入社 当社 入社 管理部長 当社 監査役就任 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	69,000
取締役 (監査等委員)	中浜 明光	1948年11月5日生	1971年4月 1974年9月 1982年6月 2014年1月 2014年4月 2014年4月 2014年5月 2014年8月 2015年8月 2015年9月 2015年11月 2016年1月 2016年3月 2016年9月 2017年3月 2017年5月 2017年5月 2018年1月 2020年8月	監査法人丸の内会計事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録 同所 社員就任 中浜明光公認会計士事務所開設 (現任) (株)スーパーアプリ 非常勤社外監査役就任 AZAPA(株) 非常勤社外監査役就任 (株)安江工務店 非常勤社外監査役就任 ミタチ産業(株) 非常勤社外監査役就任 ミタチ産業(株) 非常勤社外取締役就任 (株)MTG 非常勤社外監査役就任 バイザー(株) 非常勤社外監査役就任 当社 非常勤社外監査役就任 (株)安江工務店 非常勤社外取締役(監査等委員)就任(現任) AZAPA(株) 非常勤社外取締役(監査等委員)就任 (株)MTG 非常勤社外取締役(監査等委員)就任 (株)コメダホールディングス 非常勤社外取締役(監査等委員)就任(現任) (株)コメダ 非常勤監査役就任(現任) 当社 非常勤社外取締役(監査等委員)就任(現任) ミタチ産業(株) 非常勤社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	松井 知行	1983年2月20日生	2011年9月 2011年9月 2017年1月 2017年12月 2017年12月 2018年1月	愛知県弁護士会登録 春馬・野口法律事務所 入所(現任) 当社 非常勤社外取締役就任 シェアリングテクノロジー(株) 非常勤社外 取締役就任 (株)アールプランナー 非常勤社外監査役就 任(現任) 当社 非常勤社外取締役(監査等委員)就任 (現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	田名 綱 尚	1954年 9月11日生	1978年 4月 千代田生命保険相互会社(現 ジブラルタ生命保険㈱) 入社 2001年 2月 松井証券㈱ 入社 2002年 6月 同社 取締役就任 2004年 2月 同社 常務取締役就任 2005年 6月 マネックス・ビーンズ証券㈱(現マネックス証券㈱) 監査役就任 2005年 6月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス㈱(現マネックスグループ㈱) 常勤監査役就任 2007年 6月 マネックス証券㈱取締役就任 2007年 6月 マネックスグループ㈱取締役就任 2008年 4月 法政大学 理工学部 兼任講師(現任) 2011年 2月 マネックス証券㈱代表取締役副社長就任 2013年 6月 マネックスグループ㈱執行役就任 2017年 4月 マネックス証券㈱取締役副会長就任 2020年 1月 当社 非常勤社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2020年 4月 株式会社ADワークスグループ 非常勤社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 4	-
計					6,149,200

- (注) 1. 取締役中浜明光、松井知行及び田名綱尚は、社外取締役であります。
 2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
 委員長 結城卓也、委員 中浜明光、委員 松井知行、委員 田名綱尚
 3. 2020年10月期に係る定時株主総会の終結の時から2021年10月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 4. 2019年10月期に係る定時株主総会の終結の時から2021年10月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 5. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	藤井 智康	技術部
執行役員	松原 治雄	技術部

監査等委員である社外取締役との関係

当社の監査等委員である社外取締役は3名であります。

監査等委員である社外取締役の中浜明光は、複数の上場会社の社外取締役を歴任しており、財務及び会計、企業経営に関する相当程度の知見を有しており、外部からの客観的かつ中立的な経営監視が機能すると考えられるため社外取締役に適任と判断しております。

監査等委員である社外取締役の松井知行は、弁護士の資格を有し、高度な専門知識及び幅広い見解を有しているため、外部からの客観的かつ中立的な経営監視が機能すると考えられるため社外取締役に適任と判断しております。

監査等委員である社外取締役の田名綱尚は、企業経営における豊富な経験と深い見識を持ち、外部からの客観的かつ中立的な経営監視が機能すると考えられるため社外取締役に適任と判断しております。

上記のとおり、当社の監査等委員である社外取締役はそれぞれが専門的な知識を有しており、専門的な観点及び第三者としての観点から客観的・中立的に経営全般を監査・監督しており、当社経営陣への監督機能・牽制機能として重要な役割を果たしております。

また、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基本方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考とし、一般株主との利益相反が生じることのない社外取締役を確保することとしております。

社外取締役による監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は全員監査等委員であることから、当社の業務執行について、各々の豊富な経験と専門的な知見に基づいた公正かつ実効性のある監査・監督体制が適切であると判断しております。社外取締役は、内部監査責任者及び会計監査人との定期的な打合せや随時の情報交換を行い、また、必要に応じその他内部統制を担当する部門等から報告を受け、相互に連携しながら監査・監督を行うこととしております。特に、監査等委員会は内部監査責任者と日常的な連携を重視し、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は常勤の監査等委員である委員長1名及び非常勤の監査等委員3名で構成されており、うち非常勤の監査等委員の全員が社外取締役であります。当社では、監査等委員会監査の強化の観点から監査等委員会を毎月1回の開催とし、迅速かつ厳正な監査に努めることとしております。また、所定の監査計画に基づく業務監査及び会計監査の他に、会計監査人や内部監査責任者との情報交換を積極的に行い、監査の実効性を高めるよう努めております。

監査等委員である社外取締役1名は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、必要に応じ随時開催されます。当事業年度において当社は監査等委員会を合計15回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

区 分	氏 名	開催回数	出席回数
常勤監査等委員	結城 卓也	15回	15回
監査等委員（社外）	中浜 明光	15回	15回
監査等委員（社外）	松井 知行	15回	15回
監査等委員（社外）	田名網 尚	15回	10回

監査等委員会における主な検討事項は、監査の方針及び監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、監査報告の作成、定時株主総会への付議議案内容の監査、決算等に関する審議、常勤監査等委員による月次活動報告に基づく情報共有等があります。

各監査等委員は、取締役会に出席し、取締役の職務遂行の状況を客観的な立場で監査することで経営監督機能の充実を図っています。

常勤監査等委員の活動として、取締役会、経営会議等の重要会議への出席、取締役及び使用人との面談の実施、稟議書及び諸会議議事録や各種契約書の閲覧等を通じて、会社の状況を把握し経営の健全性を監査するとともに、非常勤監査等委員への情報共有を行うことで監査機能の充実を図っております。また、各監査等委員は、会計監査人及び内部監査責任者と、定期的な情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受ける等緊密な連携をとり、監査内容の充実と監査業務の徹底に努めております。

内部監査

当社は、法令及び内部監査規程を遵守し、適正かつ効率的な業務運営に努めております。

当社は、小規模組織であることに鑑み、独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役社長が指名した内部監査責任者2名により、全部門を対象とした業務監査を実施しております。内部監査責任者は、自己の所属する部門を除く全部門の業務監査を実施し、自己の所属する部門に対しては、他部門の内部監査責任者が監査を実施することで、監査の独立性を確保しております。内部監査の結果は、代表取締役社長に報告され、改善すべき事項が発見された場合には、被監査部門に対して改善指示を通達し、改善状況報告を内部監査責任者へ提出させることとしております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

三優監査法人

ロ．継続監査期間

4年

ハ．業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 林 寛尚

指定社員 業務執行社員 吉川 雄城

ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

その他 4名

ホ．監査法人の選定方針と理由

監査法人の適格性、管理体制、監査実績等を総合的に勘案して選定する方針としています。その結果当監査法人は、会計監査においてすぐれた知見を有するとともに審査体制が整備されていること、さらに監査実績などにより総合的に判断し、選定いたしました。

ヘ．監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、選任された監査法人の業務、独立性、資格要件及び適性について継続的に評価を行っており、監査法人による会計監査は、従前から適正に実施されていることを確認しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
11,280	800	12,000	600

ロ．その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

ハ．監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前事業年度)

東京証券取引所マザーズ市場上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

(当事業年度)

東京証券取引所市場第一部への市場変更に係るコンフォートレター作成業務であります。

二．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬
該当事項はありません。

ホ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査計画、当社の規模・業務の特性及び前事業年度の報酬等を勘案し、監査等委員会の同意のうえ適切に決定する事としております。

ヘ．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、適正であると認められたことから、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、報酬等の額は、固定報酬のみで構成されており、株主総会において承認された報酬限度額を上限として、役員の職責や実績等を勘案し、決定しております。

ロ．役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

2018年1月26日開催の当社11期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、年額2億円以内（同株主総会終結時の員数は3名であります。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額5,000万円以内（当株主総会終結時の員数は3名であります。）と決議しております。

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者、当該権限の内容、当該裁量の範囲

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬等の範囲内で、代表取締役社長明田篤が決定し、監査等委員会が同意しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員の協議にて決定しております。

ニ．当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容

当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、複数の社外取締役が出席する取締役会において、その決定権限を有する者を適正に選任することにあります。2019年1月16日の取締役会において、代表取締役社長に一任する決議を行っております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	業績連動 報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く。)	34,080	34,080	-	-	-	-	3
監査等委員 (社外取締役を除く。)	5,790	5,790	-	-	-	-	1
社外役員	10,200	10,200	-	-	-	-	3

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年11月1日から2020年10月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する講習会に参加する等積極的な情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	998,475	1,218,358
売掛金	109,595	150,496
商品及び製品	19,288	18,036
仕掛品	762	-
原材料及び貯蔵品	529	1,564
前払費用	10,873	25,488
その他	0	51
貸倒引当金	365	66
流動資産合計	1,139,160	1,413,929
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	4,019	21,844
構築物（純額）	3,834	3,424
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	36,003	39,980
有形固定資産合計	1 43,857	1 65,249
無形固定資産		
特許権	5,671	4,068
商標権	713	1,422
ソフトウェア	68,725	96,958
その他	10,257	11,721
無形固定資産合計	85,367	114,171
投資その他の資産		
長期前払費用	1,221	1,735
繰延税金資産	16,862	28,519
その他	23,659	24,359
投資その他の資産合計	41,743	54,614
固定資産合計	170,968	234,035
資産合計	1,310,128	1,647,964

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	775	115
1年内返済予定の長期借入金	13,008	13,008
未払金	60,491	86,742
未払費用	12,268	13,444
未払法人税等	132,513	92,788
未払消費税等	27,088	34,548
前受金	32,445	39,160
預り金	5,692	9,164
流動負債合計	284,283	288,971
固定負債		
長期借入金	24,892	11,884
固定負債合計	24,892	11,884
負債合計	309,175	300,855
純資産の部		
株主資本		
資本金	293,010	304,961
資本剰余金		
資本準備金	257,310	269,261
資本剰余金合計	257,310	269,261
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	450,632	772,977
利益剰余金合計	450,632	772,977
自己株式	-	90
株主資本合計	1,000,953	1,347,109
純資産合計	1,000,953	1,347,109
負債純資産合計	1,310,128	1,647,964

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
売上高	981,682	1,234,315
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	28,271	19,288
当期製品製造原価	243,695	303,367
当期商品仕入高	5,119	17,112
合計	277,086	339,769
商品及び製品期末たな卸高	1 19,288	1 18,036
売上原価合計	257,798	321,732
売上総利益	723,884	912,582
販売費及び一般管理費	2、3 317,655	2、3 413,927
営業利益	406,229	498,654
営業外収益		
受取利息	4	10
サービス解約収入	43	432
助成金収入	-	1,240
その他	0	5
営業外収益合計	49	1,688
営業外費用		
支払利息	370	314
株式交付費	7,410	319
上場関連費用	5,848	25,601
その他	-	2,892
営業外費用合計	13,630	29,127
経常利益	392,648	471,215
特別損失		
減損損失	-	4 6,059
固定資産除却損	5 2,450	5 679
特別損失合計	2,450	6,739
税引前当期純利益	390,197	464,475
法人税、住民税及び事業税	150,446	153,788
法人税等調整額	8,916	11,656
法人税等合計	141,529	142,131
当期純利益	248,667	322,344

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)		当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	2,483	0.8	3,783	0.9
労務費		188,944	61.0	214,836	53.5
経費		118,444	38.2	183,104	45.6
当期総製造費用		309,872	100.0	401,724	100.0
仕掛品期首たな卸高		9,022		762	
合計		318,894		402,486	
仕掛品期末たな卸高		762		-	
他勘定振替高	2	74,435		99,119	
当期製品製造原価		243,695		303,367	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注加工費	11,201	45,203
減価償却費	34,250	45,711
通信費	35,798	39,828
地代家賃	10,741	22,059
消耗品費	7,862	8,621

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア及び ソフトウェア仮勘定	44,151	60,374
研究開発費	29,177	38,745
その他	1,107	-
計	74,435	99,119

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別個別原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	52,300	16,600	16,600	201,964	201,964	-	270,864	270,864
当期変動額								
新株の発行	234,710	234,710	234,710				469,420	469,420
新株の発行(新株予約権の行使)	6,000	6,000	6,000				12,000	12,000
当期純利益				248,667	248,667		248,667	248,667
自己株式の取得							-	-
当期変動額合計	240,710	240,710	240,710	248,667	248,667	-	730,088	730,088
当期末残高	293,010	257,310	257,310	450,632	450,632	-	1,000,953	1,000,953

当事業年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	293,010	257,310	257,310	450,632	450,632	-	1,000,953	1,000,953
当期変動額								
新株の発行							-	-
新株の発行(新株予約権の行使)	11,951	11,951	11,951				23,902	23,902
当期純利益				322,344	322,344		322,344	322,344
自己株式の取得						90	90	90
当期変動額合計	11,951	11,951	11,951	322,344	322,344	90	346,156	346,156
当期末残高	304,961	269,261	269,261	772,977	772,977	90	1,347,109	1,347,109

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	390,197	464,475
減価償却費	38,374	53,897
減損損失	-	6,059
株式交付費	7,410	319
上場関連費用	5,848	25,601
貸倒引当金の増減額(は減少)	203	298
受取利息及び受取配当金	4	10
支払利息	370	314
固定資産除却損	2,450	679
売上債権の増減額(は増加)	32,793	40,900
たな卸資産の増減額(は増加)	17,873	979
仕入債務の増減額(は減少)	775	659
未払金の増減額(は減少)	8,192	32,358
前受金の増減額(は減少)	154	6,714
未払消費税等の増減額(は減少)	8,262	7,459
その他	12,401	8,504
小計	442,924	548,487
利息及び配当金の受取額	4	10
利息の支払額	370	314
法人税等の支払額	62,471	189,352
営業活動によるキャッシュ・フロー	380,087	358,831
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	7,196	56,491
無形固定資産の取得による支出	39,795	61,808
資産除去債務の履行による支出	-	4,900
敷金及び保証金の差入による支出	16,022	630
投資活動によるキャッシュ・フロー	63,015	123,829
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	13,008	13,008
株式の発行による収入	474,009	23,582
上場関連費用の支出	5,848	25,601
自己株式の取得による支出	-	90
財務活動によるキャッシュ・フロー	455,153	15,117
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	772,225	219,883
現金及び現金同等物の期首残高	226,249	998,475
現金及び現金同等物の期末残高	998,475	1,218,358

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・製品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法により算定)

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物(附属設備を含む)・・・・・・・・・・・・・・・・・・3年～17年

構築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3年～20年

車両運搬具・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4年～5年

工具、器具及び備品・・・・・・・・・・・・・・・・・・2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)

その他の契約

工事完成基準

なお、当事業年度においては、工事進行基準の適用要件を満たす契約が存在しないため、工事完成基準によっております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年10月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響額

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年10月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定でありま

す。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示した上で、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年10月期の年度末から適用します。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年10月期の年度末から適用します。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	56,980千円	72,500千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
当座貸越限度額 及び貸出コミットメントの総額	200,000 千円	700,000 千円
借入実行残高	- "	- "
差引額	200,000 千円	700,000 千円

(損益計算書関係)

- 1 商品及び製品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
427千円	837千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
役員報酬	50,460千円	50,070千円
給与手当	67,745 "	84,631 "
減価償却費	4,123 "	8,185 "
広告宣伝費	17,118 "	56,283 "
支払手数料	43,064 "	47,112 "
貸倒引当金繰入額	62 "	242 "
研究開発費	29,430 "	43,396 "

おおよその割合

販売費	24.2 %	30.6 %
一般管理費	75.8 "	69.4 "

- 3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
研究開発費	29,430千円	43,396千円

4 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
愛知県名古屋市	広告フィルタサービス	ソフトウェア、特許権等

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業セグメントを基本単位としてグルーピングをし、減損損失の認識を行っております。

迷惑情報フィルタ事業に含まれる広告フィルタ事業について、将来に向けて拡大の見込みがないことから、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(6,059千円)として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、ソフトウェア5,088千円、特許権546千円、その他425千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、対象資産の使用価値による将来キャッシュ・フローが見込めないことから、使用価値による回収可能価額はゼロとしております。

- 5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
建物	- 千円	596千円
工具、器具及び備品	- 千円	83千円
ソフトウェア	2,450千円	- 千円
計	2,450千円	679千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	31,200	10,191,600	-	10,222,800
自己株式				
普通株式	-	-	-	-

(変動事由の概要)

- 2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割により普通株式が3,088,800株増加しております。
- 公募による新株式の発行により普通株式が95,000株増加しております。
- 第三者割当による新株式の発行により普通株式が117,600株増加しております。
- 新株予約権の行使により普通株式が75,000株増加しております。
- 2019年10月11日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割により普通株式が6,815,200株増加しております。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,222,800	162,600	-	10,385,400
自己株式				
普通株式	-	50	-	50

(変動事由の概要)

- 発行済株式の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。
- 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年12月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	112,161	10.80	2020年10月31日	2021年1月6日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
現金及び預金	998,475千円	1,218,358千円
現金及び現金同等物	998,475千円	1,218,358千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

運転資金及び設備投資資金の調達に関しては、原則として自己資金によっておりますが、必要に応じて銀行等からの借り入れによる資金調達を実施する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

未払金は流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、主に運転資金に関わる資金調達を目的としたものであります。長期借入金はすべて変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、財務経理課が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、金融機関との間で当座貸越契約を締結することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、80%が特定の大口顧客2社に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

前事業年度(2019年10月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	998,475	998,475	-
(2) 売掛金	109,595		
貸倒引当金()	73		
	109,522	109,522	-
資産計	1,107,997	1,107,997	-
(1) 未払金	60,491	60,491	-
(2) 未払法人税等	132,513	132,513	-
(3) 未払消費税等	27,088	27,088	-
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	37,900	37,900	-
負債計	257,993	257,993	-

() 売掛金については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(2020年10月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,218,358	1,218,358	-
(2) 売掛金	150,496		
貸倒引当金()	16		
	150,479	150,479	-
資産計	1,368,838	1,368,838	-
(1) 未払金	86,742	86,742	-
(2) 未払法人税等	92,788	92,788	-
(3) 未払消費税等	34,548	34,548	-
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	24,892	24,892	-
負債計	238,970	238,970	-

() 売掛金については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、回収見込額等により時価を算定しています。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
敷金及び保証金	23,659	24,359

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	998,475	-	-	-
売掛金	109,595	-	-	-
合計	1,108,070	-	-	-

当事業年度(2020年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,218,358	-	-	-
売掛金	150,496	-	-	-
合計	1,368,855	-	-	-

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2019年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	13,008	13,008	11,884	-	-	-
合計	13,008	13,008	11,884	-	-	-

当事業年度(2020年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	13,008	11,884	-	-	-	-
合計	13,008	11,884	-	-	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 14名	当社取締役 1名 当社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 230,100株	普通株式 266,700株
付与日	2018年2月15日	2018年11月22日
権利確定条件	発行時において当社又は当社子会社の取締役、監査役および従業員(出向社員を含む)であった者は、行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。 その他の条件は新株予約権割当契約書に定めるところによる。	発行時において当社又は当社子会社の取締役、監査役および従業員(出向社員を含む)であった者は、行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。 その他の条件は新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年2月15日から 2028年1月25日まで	2020年11月22日から 2028年10月25日まで

(注) 2019年1月16日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2019年10月11日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2018年1月26日	2018年10月26日
権利確定前(株)		
前事業年度末	230,100	266,700
付与	-	-
失効	-	3,000
権利確定	230,100	-
未確定残	-	263,700
権利確定後(株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	230,100	-
権利行使	162,600	-
失効	-	-
未行使残	67,500	-

(注) 2018年1月26日付株式分割（1株につき50株の割合）、2019年1月16日付株式分割（1株につき100株の割合）及び2019年10月11日付株式分割（1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2018年1月26日	2018年10月26日
権利行使価格(円)	147	234
行使時平均株価(円)	1,597	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

(注) 2018年1月26日付株式分割（1株につき50株の割合）、2019年1月16日付株式分割（1株につき100株の割合）及び2019年10月11日付株式分割（1株につき3株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	431,133千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	250,776千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,233千円	6,237千円
税務上売上認識額	1,500 "	1,025 "
たな卸資産評価損	488 "	232 "
減価償却超過額	9,348 "	20,423 "
その他	1,113 "	600 "
繰延税金資産小計	17,684千円	28,519千円
評価性引当額	821 "	
繰延税金資産合計	16,862千円	28,519千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
法定実効税率	30.6 %	- %
(調整)		
住民税均等割等	0.3 %	- %
留保金課税	6.3 %	- %
税額控除	1.3 %	- %
その他	0.4 %	- %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3 %	- %

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主たる事業である迷惑情報フィルタサービスに関連した事業の売上高及び利益が、いずれも全体の90%以上を占めております。

従って、当社は「迷惑情報フィルタ事業」単一の報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「迷惑情報フィルタ事業」は、迷惑電話番号解析アルゴリズムを活用した、モバイル及び固定回線向けのアプリやサービス、同機能を強化した法人向けのサービス及び迷惑情報フィルタの新たな製品・サービスの開発・提供を行っております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

当事業年度より、報告セグメントを従来の「迷惑情報フィルタ事業」「その他事業」の2区分から「迷惑情報フィルタ事業」単一に変更しております。

これは、「その他事業」に含まれるホームページ制作運営支援事業及び受託開発事業については積極展開しない方針であり、「迷惑情報フィルタ事業」の拡大に伴い「その他事業」の重要性が低下したため、「その他事業」に含まれる事業セグメントについては報告セグメントに含めないことが適切であると判断したことによるものであります。

なお、前事業年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメント区分に基づき作成したものを開示しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	財務諸表 計上額 (注)3
	迷惑情報 フィルタ事業	計				
売上高						
外部顧客への売上高	865,230	865,230	116,452	981,682	-	981,682
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	865,230	865,230	116,452	981,682	-	981,682
セグメント利益	608,915	608,915	60,235	669,150	262,921	406,229
セグメント資産	233,354	233,354	18,206	251,561	1,058,567	1,310,128
その他の項目						
減価償却費	33,568	33,568	1,728	35,297	3,077	38,374
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	64,039	64,039	3,020	67,060	3,490	70,550

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホームページ制作運営支援事業及び受託開発事業であります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額は、報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない当社の販売費及び一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは、運用資金(現金及び預金)及び管理部門等に係る資産等であります。
- (3) 減価償却費の調整額は、報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産の設備投資であります。

3. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	財務諸表 計上額 (注)3
	迷惑情報 フィルタ事業	計				
売上高						
外部顧客への売上高	1,141,560	1,141,560	92,754	1,234,315	-	1,234,315
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,141,560	1,141,560	92,754	1,234,315	-	1,234,315
セグメント利益	752,603	752,603	51,724	804,328	305,674	498,654
セグメント資産	308,395	308,395	13,396	321,791	1,326,173	1,647,964
その他の項目						
減価償却費	48,222	48,222	1,638	49,860	4,036	53,897
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	67,682	67,682	1,151	68,833	42,798	111,632

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホームページ制作運営支援事業及び受託開発事業であります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額は、報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない当社の販売費及び一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは、運用資金(現金及び預金)及び管理部門等に係る資産等であります。
- (3) 減価償却費の調整額は、報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産の設備投資であります。

3. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンク株式会社	476,678	迷惑情報フィルタ事業
株式会社NTTドコモ	148,333	迷惑情報フィルタ事業
KDDI株式会社	125,868	迷惑情報フィルタ事業

当事業年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンク株式会社	476,480	迷惑情報フィルタ事業
KDDI株式会社	318,700	迷惑情報フィルタ事業
株式会社NTTドコモ	167,130	迷惑情報フィルタ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		その他	全社・消去	合計
	迷惑情報フィルタ事業	計			
減損損失	6,059	6,059	-	-	6,059

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	後藤 敏仁			当社取締役	(被所有) 直接 0.46	当社取締役	新株予約権の 権利行使(注)	11,995		

(注) 2018年1月26日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
1株当たり純資産額	97.91円	129.71円
1株当たり当期純利益金額	25.53円	31.30円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	24.04円	30.20円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社は2019年4月25日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 当社は、2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の割合で、2019年10月11日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	248,667	322,344
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	248,667	322,344
普通株式の期中平均株式数(株)	9,741,026	10,298,193
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	601,556	374,807
(うち新株予約権(株))	(601,556)	(374,807)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,000,953	1,347,109
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,000,953	1,347,109
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	10,222,800	10,385,350

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2020年12月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

本件自己株式は、主として、従業員に対する譲渡制限株式として処分するために取得します。

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

取得対象株式の種類	普通株式
取得する株式の総数	120,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.16%)
取得価額の総額	240,000,000円(上限)
取得日	2020年12月11日
取得の方法	ToSTNeT-3取引(自己株式の取得)

(3) 取得結果

上記決議に基づき、2020年12月11日に当社普通株式120,000株(取得価額195,240,000円)を取得し、当該決議に伴う自己株式の取得は終了いたしました。

(譲渡制限付株式付与としての自己株式の処分)

当社は、2021年1月21日の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を決議いたしました。

(1) 本自己株式処分の概要

払込期日	2021年2月19日
処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 28,800株
処分価額	1株につき1,325円
処分価額の総額	38,160,000円
割当予定先	従業員42名 28,800株

その他 本自己株式処分につき、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しています。

(2) 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社従業員42名(以下「対象従業員」といいます。)に対して金銭債権合計38,160,000円を無償交付し、当該金銭債権を払込金とする当社の普通株式28,800株(以下「本割当株式」といいます。)を自己株式から付与することを決議いたしました。また、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を3年と設定しました。

また、当社は、本自己株式処分に伴い、本割当株式の引受けを希望する対象従業員との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の概要

譲渡制限期間

対象従業員は、2021年2月19日(払込期日)から2024年2月19日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

譲渡制限の解除条件

対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員の地位にあること(ただし、一部については、これに加えて、2023年10月期有価証券報告書に開示される売上高及び営業利益が目標値として設定された額をいずれも上回ることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式のすべてにつき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、事業譲渡に伴う退職その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の従業員の地位を喪失した場合(ただし、一部については、これに加えて、2023年10月期有価証券報告書に開示される売上高及び営業利益が目標値として設定された額をいずれも上回った場合)、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式のすべてにつき、譲渡制限を解除する。

また、対象者が譲渡制限期間中に休職した場合、上記の条件に加えて、当該休職に産休その他当社取締役会が正当と認める事由がある場合に限り、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式のすべてにつき、譲渡制限を解除する。

当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式のすべてにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

(4) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を現物出資財産として行われるものであり、その払込額は、恣意性を排除した価格とするため、2021年1月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,325円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	9,932	24,858	8,492	26,298	4,454	6,437	21,844
構築物	4,689	-	510	4,179	754	409	3,424
車両運搬具	2,712	-	-	2,712	2,712	-	0
工具、器具及び備品	83,502	23,528	2,471	104,559	64,579	19,467	39,980
有形固定資産計	100,837	48,387	11,474	137,749	72,500	26,315	65,249
無形固定資産							
特許権	8,228	-	546 (546)	7,682	3,614	1,056	4,068
商標権	1,531	948	-	2,480	1,058	240	1,422
ソフトウェア	140,593	59,606	5,088 (5,088)	195,112	98,153	26,285	96,958
その他	10,257	60,174	58,710 (425)	11,721	-	-	11,721
無形固定資産計	160,611	120,730	64,345 (6,059)	216,997	102,826	27,582	114,171
長期前払費用	2,920	2,082	42	4,961	3,225	1,286	1,735

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	(本社事務所移転)	24,705千円
工具、器具及び備品	(本社事務所移転)	9,419千円
	(ファイアウォール機器)	5,397千円
	(PC)	3,833千円
	(サーバ)	2,217千円
ソフトウェア	(社内システム)	59,606千円
その他(ソフトウェア仮勘定)	(社内システム)	58,914千円

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	13,008	13,008	0.6	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	24,892	11,884	0.6	2022年9月1日
合計	37,900	24,892	-	-

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	11,884	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	365	66	56	308	66

- (注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額291千円及び債権回収による戻入額16千円であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	1,218,358
合計	1,218,358

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
KDDI株式会社	76,749
ソフトバンク株式会社	44,880
中部テレコミュニケーション株式会社	8,069
株式会社ジェイトラスト	1,894
株式会社トライアンフ	1,522
その他	17,379
合計	150,496

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
109,595	1,119,921	1,079,020	150,496	87.8	42.4

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品及び製品

区分	金額(千円)
固定電話向け迷惑情報フィルタ端末	10,334
ビジネスフォン向け迷惑情報フィルタ端末	7,701
合計	18,036

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
商品関連部材等	1,564
合計	1,564

買掛金

支払先	金額(千円)
株式会社イーエスシー	115
合計	115

未払金

支払先	金額(千円)
従業員給与	23,528
株式会社日本経済広告社	10,670
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	8,533
株式会社新東通信	7,326
ステッチ株式会社	3,960
その他	32,724
合計	86,742

未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	65,208
住民税	7,198
事業税	20,381
合計	92,788

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	270,950	590,170	902,645	1,234,315
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	100,317	215,693	349,583	464,475
四半期(当期)純利益 (千円)	69,626	149,157	241,944	322,344
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	6.81	14.58	23.56	31.30

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	6.81	7.77	8.96	7.75

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年10月31日
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日 毎年10月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： https://tobila.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第13期(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日) 2020年1月30日東海財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年1月30日東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第14期第1四半期(自 2019年11月1日 至 2020年1月31日) 2020年3月10日 東海財務局長に提出

第14期第2四半期(自 2020年2月1日 至 2020年4月30日) 2020年6月10日 東海財務局長に提出

第14期第3四半期(自 2020年5月1日 至 2020年7月31日) 2020年9月9日 東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年2月3日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

金融商品取引法第24条の6第1項に基づく自己株式の取得における自己株券買付状況報告書(報告期間 自 2020年12月1日 至 2020年12月31日) 2021年1月15日 東海財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月21日

トピラシステムズ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
名古屋事務所

指定社員 公認会計士 林 寛 尚 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉 川 雄 城 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトピラシステムズ株式会社の2019年11月1日から2020年10月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トピラシステムズ株式会社の2020年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。